

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改04)
提出年月日	2023年 1 1 月 9 日

島根原子力発電所 2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

【第17条の4, 第17条の6, 第41条, 第65条,
65-1-1, 65-1-2, 65-2-1, 65-3-1,
65-4-1, 65-5-3, 65-6-1, 65-7-1,
65-8-2, 65-10-1, 65-11-1, 65-12-6,
65-13-1, 65-16-2, 65-19-1,
添付2 (4. 地震, 5. 津波) 抜粋】

2023年11月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>2号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻、積雪等」をいう。以下、本条において同条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕 各GMIは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMIに連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p> <p>〔7号炉〕 技術計画GMIは、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻及び積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>と</p> <p>2. 各GMIは、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMIは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMIに報告する。</p>	<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の4</p> <p>〔2号炉〕 課長（技術）は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波、竜巻および積雪等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>（1）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>（2）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>（3）その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、課長（技術）に報告する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 2号炉について、原子力部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>9. 3号炉について、各課長は、震度5弱以上の地震が観測[※]された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>10. 3号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響</p>	<p>技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力設備管理部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力設備管理部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力設備管理部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力設備管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p>	<p>課長（技術）は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>[3号炉] 各課長または当直長は、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長、原子炉主任技術者および各部長に報告する。</p> <p>2. 当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ。）。</p> <p>※2：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p>		<p>大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：配線表現、配線箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>（資機材等の整備（2号炉）） 第17条の6 2号炉について、各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>（1）防災課長、電気課長、建築課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>（2）電気課長、計測制御課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>（資機材等の整備） 第17条の6 [7号炉] 各GMは、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>（1）建築GM、電気機器GM、発電GM及び防災安全GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7及び第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>（2）電気機器GM、電子通信GM、発電GM及び計測制御GMは、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>（資機材等の整備） 第17条の6 [2号炉] 各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>（1）課長（技術）、課長（放射線管理）、課長（第一発電）、課長（保修管理）、課長（電気）および課長（原子炉）は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>（2）課長（電気）および課長（計装）は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4-1条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系※¹は表4-1-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、2号炉については、高圧代替注水系起動準備および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電管理課長は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。 ※²</p> <p>(3) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動または高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p>	<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4-1条</p> <p>[1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉]</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系は表4-1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMIは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 ※¹</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p>	<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>[2号炉]</p> <p>第4-1条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系※¹は、表4-1-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、高圧代替注水系起動準備および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第一発電）は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた開閉状態および主要配管※²が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 課長（原子炉）は、定事検停止時に、原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が0.74MPaに加えて44m以上で、流量が93.0m³/h以上であることを確認※³し、その結果を課長（第一発電）に通知する。</p>	<p>TS-76 高圧原子炉代替注水系の運用について</p> <p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p> <p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイヤンスについて</p> <p>原子炉圧力を調整して設定する場合は「相当」、運転中の原子炉圧力を適用する場合の圧力範囲を示す場合は「以上」または「未満」として原子炉圧力を記載する。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号は、原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、定事検停止時に実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-1-3の措置を講じる。</p>	<p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4-1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能（サブレーションプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p>	<p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表4-1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能（サブレーションエンバ）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉压力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管および注入配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p> <p>※3：原子炉隔離時冷却系のタービン入口における圧力が原子炉圧力0.74MPa[gage]にて運転した圧力と同等となるよう所内蒸気圧力を調整して確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号は、第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能を達成するため、水源はサブレーションエンバのみ。 【島根固有】 島根2号は、原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、所内蒸気にて実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-2-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブレシヨンプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁および主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表4 1-2	項目	頻度	表4 1-2	項目	頻度	
1.	原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後に、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	1ヶ月に1回	1.	原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中※2に1回 その後 1ヶ月に1回	
2.	原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※3において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	2.	原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後 1ヶ月に1回	
	さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。					
※3	主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。					
※4	原子炉圧力が0.98MPa[gage]相当※5					
※5	主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表41-3			表41-3			表41-3			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 及び A3. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa[gage]以上の場合）の高圧窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに	
B. 条件Aで要求される措置を完了内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 原子炉圧力を0.74MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(重大事故等対処設備（2号炉）)</p> <p>第66条</p> <p>2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表66-1から表6</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第66条 〔7号炉〕</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各GMは、原子炉の状態に応じて表66-1から表66</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>第65条</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>設備</p> <p>水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 機字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6-1-19の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1-19の要求される措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>1-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>1-1から表65-1-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>1から表65-1-19の確認事項は、運転管理の業務所掌に依りて各課長または当直長が実施し、各課長はその結果を課長（発電）に通知する。各課長から課長（発電）へ通知された確認事項の結果は、保安規定第15条（引継および周知）に基づき課長（発電）から当直長へ周知する。</p> <p>・島根では、運転上の制限に対する逸脱判断についても、第7条第1項に基づき各課長または当直長が実施する。</p> <p>・島根では、表65-1-1から表65-1-19の要求される措置は、運転管理の業務所掌に依りて各課長または当直長が実施する。なお、PWRの例として美浜では各課（室）長が実施することとしてい。プラント間で記載の相違はあるが、各社の業務所掌の違いによるものであり、各社同等である。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行） 表 6 6 - 1 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） (1) 運転上の制限	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行） 表 6 6 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） (1) 運転上の制限	島根原子力発電所 2号炉 表 6 5 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能） (1) 運転上の制限	備考 TS-25 6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）																											
<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																
項目	運転上の制限																													
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																													
項目	運転上の制限																													
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																													
項目	運転上の制限																													
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																													
<table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転起動</td> <td>原子炉圧力高</td> <td>4チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L2）</td> <td>4チャンネル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手動</td> <td>2チャンネル※3</td> </tr> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数	運転起動	原子炉圧力高	4チャンネル	原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル		手動	2チャンネル※3	<table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転起動</td> <td>原子炉圧力高</td> <td>2チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	運転起動	原子炉圧力高	2チャンネル※3	原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル※4	<table border="1"> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転起動</td> <td>原子炉圧力高</td> <td>2※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低（L2）</td> <td>2※4</td> </tr> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	運転起動	原子炉圧力高	2※4	原子炉水位低（L2）	2※4	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために2チャンネル、B系の論理を作動させるために2チャンネル必要）
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数																												
運転起動	原子炉圧力高	4チャンネル																												
	原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル																												
	手動	2チャンネル※3																												
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																												
運転起動	原子炉圧力高	2チャンネル※3																												
	原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル※4																												
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																												
運転起動	原子炉圧力高	2※4																												
	原子炉水位低（L2）	2※4																												
<p>※1：A系およびB系の代替制御棒挿入用電磁弁が動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出</p>	<p>※1：A系及びB系のA R I 用電磁弁が動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出</p>	<p>※1：A系およびB系のA R I 用電磁弁が動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ</p>																												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>プ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p>	<p>力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系及びB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	<p>プ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：論理とは、当該系統・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p> <p>※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系およびB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネル、B系の論理を動作させるために2チャンネルネル必要） 																																												
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※4。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.35MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。</td> <td>1ヶ月に1回 定事検 停止時</td> <td>発電課長 計測制御 課長</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時	計測制御 課長	2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御 課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>運転 価値GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.48MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。</td> <td>1ヶ月に1回 定事検 停止時</td> <td>当直長 計測 制御GM</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転 価値GM	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	当直長 計測 制御GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長 (計装)</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.41MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。</td> <td>1箇月に1回 定事検 停止時</td> <td>当直長 課長 (計装)</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1箇月に1回 定事検 停止時	当直長 課長 (計装)
要素	設定値	項目	頻度	担当																																											
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時	計測制御 課長																																											
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御 課長																																											
要素	設定値	項目	頻度	担当																																											
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転 価値GM																																											
2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	当直長 計測 制御GM																																											
要素	設定値	項目	頻度	担当																																											
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)																																											
2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1箇月に1回 定事検 停止時	当直長 課長 (計装)																																											

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考						
3. 原子炉水位異常低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※5} 。 1. 216cm以上（圧力容器レベルより） 2) 計測制御課長	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 1. 165cm以上（圧力容器レベルより） 2) 計測制御GM	1ヶ月に1回	当直長	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 1. 112cm以下以上（気水分離器下端より） 2) 課長（計装）	当直長						
4. 手動RI	論理回路機能を確認する ^{※7} 。 論理回路機能を確認する ^{※7} 。 計測制御課長	論理回路機能を確認する ^{※9} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 運転評価GM	定事検停止時	運転評価GM	定事検停止時 課長（計装）	課長（計装）						
<p>※4：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することという。</p> <p>※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合又は手動ARIが動作不能の場合</td> <td>A1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する^{※11}。 及び A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合又は手動ARIが動作不能の場合	A1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 及び A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
条件	要求される措置	完了時間										
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合又は手動ARIが動作不能の場合	A1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 及び A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間										
<p>※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することという。</p> <p>※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生又は指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合または手動ARIが動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備^{※10}が動作可能であることを確認する^{※11}。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合または手動ARIが動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
条件	要求される措置	完了時間										
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合または手動ARIが動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電機長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
※8：A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 A TWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）およびほう酸水注入系をいう。	※9：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、A TWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）については至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※10：A TWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、 自動減圧系の起動阻止スイッチ及びほう酸水注入系をいう。	※10：A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 自動減圧系作動阻止スイッチ、代替自動減圧阻止スイッチおよびほう酸水注入系をいう。	※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、自動減圧系作動阻止スイッチ、代替自動減圧阻止スイッチについては至近の記録等により動作可能であることを確認する。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧系作動阻止スイッチおよび代替自動減圧阻止スイッチをそれぞれ設置 【女川との相違】 ・女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-1-2	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	65-1-2	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	TS-25 65-1-2 A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること ^{※1}	A T W S緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること ^{※1※2}	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること ^{※1※2}	
適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理 ^{※3} 毎）	
運転起動	原子炉圧力高	運転起動	原子炉圧力高	【島根固有】 ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の動作条件が二重の1 out of 2であり、論理全体を動作させるために2チャンネル必要）
	原子炉水位異常低（L2）		原子炉水位低（レベル3）	
	手動		原子炉水位異常低（レベル2）	
原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル	原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル ^{※3}	
手動	2チャンネル ^{※2}	原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル ^{※4}	
		原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル ^{※4}	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。 【女川との相違】 ・島根は、「手動」と「遮断器動作」を合わせて一つの要素として

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	要素	所要数
運転 起動	代替原子炉再循環ポンプトリップしや断器	運転 起動	原子炉再循環ポンプトリップ遮断器 手動動作	2 ^{※5}
<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p>		<p>※1：原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：論理とは、当該システム・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p> <p>※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の動作条件が二重の1 out of 2であり、論理全体を動作させるために2チャンネル必要） 		
<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※3：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p>		<p>※1：RIP-ASDが動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考	
(2) 確認事項					(2) 確認事項					(2) 確認事項						
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当		
1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※3。	定事検 停止時	計測制御 課長	1. 代替冷却材再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※5。	定事検 停止時	運転評価 GM	1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)		
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※4。 チャンネル校正を実施する※5。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に1回	当直長	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1箇月に1回	当直長		
		チャンネル校正を実施する※5。 論理回路機能を確認する※6。	定事検 停止時	計測制御 課長			論理回路機能を確認する※8。	定事検 停止時	計測制御 GM			チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	課長 (計装)		
			定事検 停止時	計測制御 課長	3. 原子炉水位低（レベル3）	1, 285cm以上（圧力容器レベルより）	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に1回	当直長				論理回路機能を確認する※8。	定事検 停止時	課長 (計装)	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉			備考
3. 原子炉水位異常低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※4} 。	1ヶ月に1回	当直長	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直長	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
	1,216 cm以上（圧力容器器零レベルより）	定事検停止時	計測制御課長	112cm 下方以上（気水分離器下端より） ※8	定事検停止時	課長（計装）	
4. 手動	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※5} 。	定事検停止時	計測制御課長	論理回路機能を確認する ^{※8} 。	定事検停止時	課長（計装）	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
	—	定事検停止時	計測制御課長	論理回路機能を確認する ^{※9} 。	定事検停止時	課長（計装）	
4. 原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動スイッチ		5. RIP-AS D手動スイッチ	5. RIP-AS D手動スイッチ	論理回路機能を確認する ^{※8} 。	—	—	※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、 原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作 することをいう。
※3：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、代替原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が開放することを確認することという。		※5：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、 RIP-AS Dが停止 することを確認することという。		※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。			※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。
※4：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。		※6：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。		※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することという。			※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することという。
※5：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することという。		※7：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することという。		※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。			※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

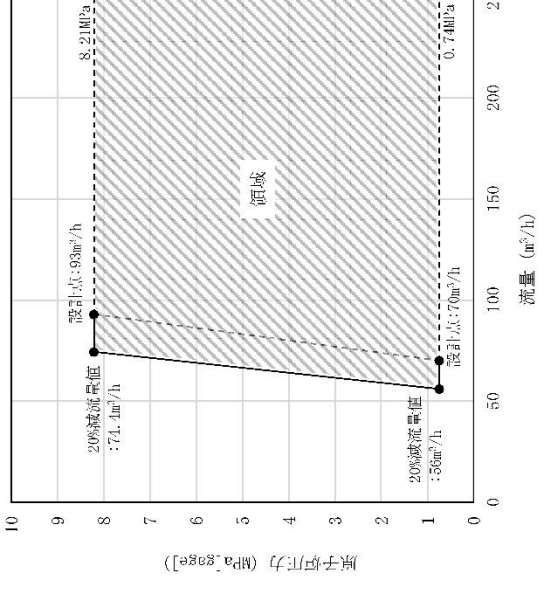
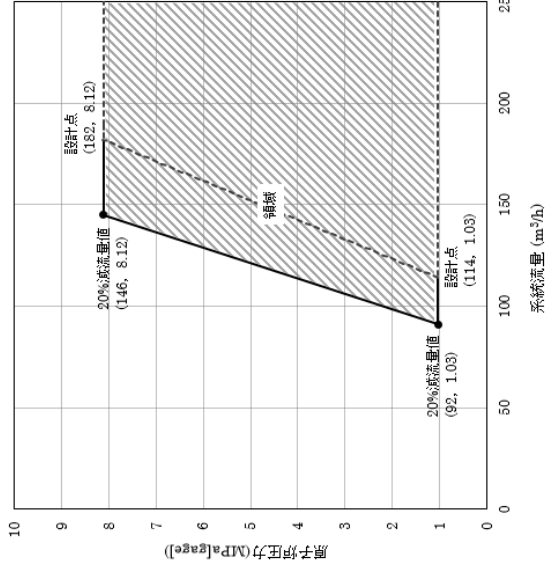
赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合または原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合又は R I P - A S D 手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
※7：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※10：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※11：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。						

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
表66-2-2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	表65-2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	TS-25 65-2-1 高圧原子炉代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)
66-2-1 高圧代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)	65-2-1 高圧原子炉代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)	TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	・SA水源の相違
項目	項目	【女川との相違】
高圧代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)	高圧原子炉代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)	・使用する電源設備の相違
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	【女川との相違】
運転	運転	・使用する電源設備の相違
起動	起動	【柏崎刈羽との相違】
高温停止 (原子炉圧力が1.0MPa以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)	高温停止 (原子炉圧力が1.0MPa以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)	・整理条文の相違
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	・SA水源の相違
可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	【女川との相違】
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	・使用する電源設備の相違
常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備	【女川との相違】
所内常設蓄電式直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	・使用する電源設備の相違
所要数	所要数	【女川との相違】
1台	1台	・使用する電源設備の相違
※4	※4	【柏崎刈羽との相違】
※5	※5	・整理条文の相違
※6	※6	・SA水源の相違
※7	※7	【女川との相違】
※8	※8	・使用する電源設備の相違
※9	※9	【女川との相違】
※1: 必要な弁および配管を含む。	※1: 必要な弁および配管を含む。	【女川との相違】
※2: 原子炉隔離時冷却系起動準備および原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。	※2: 原子炉隔離時冷却系起動準備および原子炉隔離時冷却系運転中は、高圧代替注水系を動作不能とはみなさない。	【柏崎刈羽との相違】
※3: 当該系統が動作不能時は、「第41条 原子炉隔離時冷却系の運転上の制限も確認する。」	※3: 当該系統が動作不能時は、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の運転上の制限も確認する。	・整理条文の相違
※4: 「66-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。	※4: 「66-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。	【女川との相違】
※5: 「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※5: 「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	・使用する電源設備の相違
※6: 「66-1-2-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※6: 「66-1-2-5 可搬型代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	【女川との相違】
※7: 「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※7: 「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	・使用する電源設備の相違
※8: 「66-1-2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※8: 「66-1-2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	【女川との相違】
※9: 「66-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※9: 「66-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	・使用する電源設備の相違

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 確認事項			(2) 確認事項			原子炉圧力を調整して設定する場合は「相当」、運転中の原子炉圧力を適用する場合は圧力範囲を示す場合は「以上」または「未満」として原子炉圧力を記載する。 【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点 (0.74MPa[gage]) における性能確認を、定事検停止時に実施する。
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 中央制御室の操作スイッチにより、R C I C 蒸気供給ライン分離弁が閉することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	発電課 長	1. 原子炉圧力が0.74MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	待機状態となる前に1回	原子炉GM	【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点 (0.74MPa[gage]) における性能確認を、定事検停止時に実施する。
2. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、高圧代替注水系ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて□m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	発電課 長	2. 原子炉圧力が0.98MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	【女川との相違】 ・島根はポンプ性能を図に示している。
3. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※ ¹⁰ において、中央制御室の操作スイッチにより、H P A C 注入弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	発電課 長	4. 高圧代替注水系における注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	当直長	
4. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が□m ³ /h以上で、揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて□m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課 長	5. 原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上に おいて、高圧原子炉代替注水ポンプの流量が図65-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1箇月に1回	当直長	【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉代替注水ポンプの低圧運転点 (0.74MPa[gage]) での運転を考慮している。 【女川との相違】 ・島根はポンプ性能を

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
<p>5. 原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上に おいて、中央制御室の操作スイッチ により、H P A C注入弁が開するこ とおよびF P M U Wポンプ吸込弁が 閉することを確認する。また、動作 確認後、動作確認に際して作動した 弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>1ヶ月に1 回</p>	<p>発電課 長</p>	<p>6. 原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上 において、高圧代替注水系における 注入弁が開することを確認する。ま た、動作確認後、動作確認に際して 作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>1ヶ月 に1回</p>	<p>当直長</p>	<p>図に示している。 【島根固有】 ・島根は、高圧原子炉 代替注水ポンプの低 圧運転点(0.74MPa [gage])での運転を 考慮している。</p>
<p>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	<p>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	<p>※9：高圧原子炉代替注水系のタービン入口における圧力が原子炉圧 力0.74MPa[gage]にて運転した圧力と同等となるよう所内蒸気 圧力を調整して確認する。</p>	<p>6. 原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上に おいて、高圧原子炉代替注水系にお ける注入弁が開することを確認す る。また、動作確認後、動作確認に 際して作動した弁の開閉状態を確認 する。</p>	<p>1箇月に1回</p>	<p>※9：高圧原子炉代替注水系のタービン入口における圧力が原子炉圧 力0.74MPa[gage]にて運転した圧力と同等となるよう所内蒸気 圧力を調整して確認する。</p> <p>※10：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。</p>	
<p>図66-2-1</p>	<p>図66-2-1</p>	<p>図65-2-1</p>	<p>図65-2-1</p>	<p>図65-2-1</p>	<p>図65-2-1</p>	



女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧代替注水系が動作不能の場合</td> <td>A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※12}が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合</td> <td>B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※11：高圧炉心スプレイ系ディーゼルの発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：原子炉隔離時冷却系をいう。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧代替注水系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※9}が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合</td> <td>B1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び常設代替交流電源設備^{※11}が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 10日間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※9：残りの高圧炉心注水系1系列及び高圧炉心注水系に接続する非常用ディーゼルの発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10：原子炉隔離時冷却系をいう。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び常設代替交流電源設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧原子炉代替注水系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※12}が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合</td> <td>B1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、原子炉圧力を0.74MPa[gage]未満にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※11：高圧炉心スプレイ系ディーゼルの発電機をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：原子炉隔離時冷却系をいう。</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 高圧原子炉代替注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間	B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、原子炉圧力を0.74MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は常設代替交流電源設備の負荷として高圧炉心スプレイ系を含めていないため、高圧炉心スプレイ系および高圧炉心スプレイ系ディーゼルの発電機をγ設備としている。なお、γ設備の確認のためAOTは3日とする。
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間																																					
B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間																																					
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、原子炉圧力を1.04MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 高圧代替注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 及び A2. 当直長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間																																					
B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心注水系1系列及び常設代替交流電源設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 及び B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間																																					
C. 条件A又はBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 及び C2. 当直長は、原子炉圧力を1.03MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間																																					
条件	要求される措置	完了時間																																					
A. 高圧原子炉代替注水系が動作不能の場合	A1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間																																					
B. 原子炉隔離時冷却系と共用する配管または弁が動作不能の場合	B1. 当直長は、高圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間																																					
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了する時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、原子炉圧力を0.74MPa[gage]未満にする。	24時間 36時間																																					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																	
<p>表 6 6 - 3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>6 6 - 3 - 1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td> (1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	<p>表 6 5 - 3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>6 5 - 3 - 1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td> (1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること	<p>TS-25 6 5 - 3 - 1 代替自動減圧機能</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 									
項目	運転上の制限																		
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること																		
項目	運転上の制限																		
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること																		
<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>表 6 6 - 3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>6 6 - 3 - 1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td> (1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	<p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合)</td> <td>代替自動減圧機能論理回路</td> <td>1系※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル1）※2</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2</td> <td>残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2</td> <td>1チャンネル※5</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td>1系※6</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合)	代替自動減圧機能論理回路	1系※3	原子炉水位異常低（レベル1）※2	2チャンネル※4	残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	1チャンネル※5	自動減圧系の起動阻止スイッチ	1系※6	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違（島根は、代替自動減圧機能の動作条件がAND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネル、B系の論理を動作させるために2チャンネル必要） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、原子炉水位異常低（L1）計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動信号発生防止のため
項目	運転上の制限																		
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること																		
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																	
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03 MPa [gage]以上の場合)	代替自動減圧機能論理回路	1系※3																	
	原子炉水位異常低（レベル1）※2	2チャンネル※4																	
残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	1チャンネル※5																	
	自動減圧系の起動阻止スイッチ	1系※6																	
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>表 6 6 - 3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>6 6 - 3 - 1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1	<p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77MPa [gage]以上の場合)</td> <td>原子炉水位異常低（L1）※2</td> <td>2チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低（L3） 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2</td> <td>1チャンネル</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系起動阻止機能</td> <td>自動減圧系起動阻止機能</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77MPa [gage]以上の場合)	原子炉水位異常低（L1）※2	2チャンネル	原子炉水位低（L3） 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	1チャンネル	自動減圧系起動阻止機能	自動減圧系起動阻止機能	※4	<p>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</p> <p>2チャンネル</p> <p>1チャンネル</p> <p>2チャンネル※3</p> <p>※4</p>		
項目	運転上の制限																		
代替自動減圧機能	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1																		
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																	
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77MPa [gage]以上の場合)	原子炉水位異常低（L1）※2	2チャンネル																	
	原子炉水位低（L3） 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	1チャンネル																	
自動減圧系起動阻止機能	自動減圧系起動阻止機能	※4																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考									
		<table border="1" data-bbox="1507 454 1875 1240"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべき所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動^{※2} 高温停止^{※2}</td> <td>代替自動減圧機能論理回路 自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td>1^{※6} 2^{※7} 1</td> </tr> <tr> <td>代替自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数	運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	代替自動減圧機能論理回路 自動減圧起動阻止スイッチ	1 ^{※6} 2 ^{※7} 1	代替自動減圧起動阻止スイッチ		1	<p>原子炉水位低（L3）も要素としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、AND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために1チャンネル、B系の論理を作動させるために1チャンネル必要） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮し
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数										
運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	代替自動減圧機能論理回路 自動減圧起動阻止スイッチ	1 ^{※6} 2 ^{※7} 1										
代替自動減圧起動阻止スイッチ		1										

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」及び「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p> <p>※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。</p>	<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：代替自動減圧系A系においては、チャンネルAおよびチャンネルCの2チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、チャンネルBおよびチャンネルDの2チャンネルをいう。</p> <p>※5：代替自動減圧系A系においては、残留熱除去系A系および低圧炉心スプレイス系のうち1チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、残留熱除去系B系および残留熱除去系C系のうち1チャンネルをいう。</p>	<p>で、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、水位低およびRHRポンプ吐出圧力高の要素は「65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違（島根は、代替自動減圧機能の作動条件がAND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために2チャンネル、B系の論理を作動させるために2チャンネル必要） 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、AND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考			
<p>※4：「6.6-1-3 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）」において運転上の制限等を定める。</p>									
<p>※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。</p>									
<p>※6：A系またはB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。 ※7：A系およびB系の自動減圧起動阻止スイッチをいう。</p>									
<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用 									
<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、原子炉水位異常低（L1）計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動信号発生防止のため原子炉水位低（L3）も要素としている。 									
<p>(2) 確認事項</p>									
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※7。	定事検 停止時	運転評価GM	1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※8。	定事検 停止時	課長 (計装)
2. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上※6 (圧力容器 器零レベル より)	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 原子炉水位低（L1）	381cm 下方以上※9 (気水分離器下端より)	原子炉の状態が運転、起動※10および高温停止※10において動作不能でないことを指示により確認する※11。 チャンネル校正を実施する※12。	1箇月に1回	当直長
3. 原子炉水位低（L3）	1,344cm以上※6 (圧力容器 器零レベル より)	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。	1ヶ月に1回	発電課長	論理回路機能を確認する※13。	—	論理回路機能を確認する※13。	定事検 停止時	課長 (計装)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	原子炉の状態が運 転、起動及び高温停 止（原子炉圧力が 1.03MPa[gage] 以上の場合）におい て、動作不能でない ことを指示により 確認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 1.03MPa[gage] 以上の場合）におい て、動作不能でない ことを指示により 確認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動 ^{※10} および 高温停止 ^{※10} におい て動作不能でない ことを残留熱除去 系ポンプの遮断器 が閉することによ り確認する。	原子炉の状態が運 転、起動 ^{※10} および 高温停止 ^{※10} におい て動作不能でない ことを低圧炉心ス プレイ系ポンプの 遮断器が閉するこ とにより確認する。	【島根固有】 ・島根は、ポンプの吐 出圧力計をポンプ下 流の逆止弁後段に設 置しており、ポンプ 起動後に異常停止し ても、残圧によりポ ンプ運転状態を正確 に判別することがで きない可能性がある ことから、吐出圧力 ではなくポンプの遮 断器閉を条件に設定 ・島根は、ポンプの遮 断器閉を条件に設定 していることから手 ヤンネル校正は記載 していない。
4. 低圧炉 心スプレ イ系ポン プ出口圧 力高	0.98 MPa[gage] ^{※6※10}	0.94 MPa[gage] ^{※8}	0.94 MPa[gage] ^{※8}	3. 残留熱 除去系 ポンプ 運転	4. 低圧炉 心スプレ イ系ポン プ 運転	
計測制 御課長	計測制 御課長	計測制 御課長	計測制 御課長	計測制 御GM	運転評 価GM	
定事検 停止時	1ヶ月 に 1回	定事検 停止時	定事検 停止時	定事検 停止時	定事検 停止時	
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	論理回路機能を確 認する ^{※11} 。	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	
5. 残留熱 除去系 ポンプ 出口圧 力高	0.69 MPa[gage] ^{※6※10}					
計測制 御課長	計測制 御課長	計測制 御GM	計測制 御GM			
定事検 停止時	定事検 停止時	定事検 停止時	定事検 停止時	定事検 停止時	定事検 停止時	
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	論理回路機能を確 認する ^{※11} 。	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	
課長	課長	課長	課長	課長	課長	
1ヶ月 に 1回	1ヶ月 に 1回	1ヶ月 に 1回	1ヶ月 に 1回	1ヶ月 に 1回	1ヶ月 に 1回	
当直長	当直長	当直長	当直長	当直長	当直長	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉			備考
6. 始動タイム	10分以下	10分以下	始動タイム	10分以下	5. 始動タイム	課長 (計装)	【島根固有】 ・島根は、始動タイムについては論理回路内に設置していることから、論理回路機能の確認に併せて実施する。
			チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。				
			計測制御 課長				
							【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
							【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
							【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																														
<p>※10：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していません。</p> <p>（3）要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該所要数またはヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該所要数またはヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	<p>※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していません。</p> <p>（3）要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能論理回路</td> <td>A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該所要数又はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系ポンプ吐圧</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 始動タイム</td> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了</td> <td>B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	条件	要求される措置	完了時間	1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該所要数又はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	2. 原子炉水位異常低（レベル1）				3. 残留熱除去系ポンプ吐圧				4. 始動タイム	B. 条件Aで要求される措置を完了	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び	24時間	<p>※14：始動タイムについては、論理回路機能の確認に併せて時間測定を実施する。</p> <p>（3）要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能論理回路</td> <td>A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数またはヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位低（L1）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 始動タイム</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要素	条件	要求される措置	完了時間	1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数またはヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	2. 原子炉水位低（L1）				3. 残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ				4. 始動タイム				<p>設置</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、始動タイムについては論理回路内に設置していることから、論理回路機能の確認に併せて実施する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができ、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止し
条件	要求される措置	完了時間																																															
A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該所要数またはヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																															
要素	条件	要求される措置	完了時間																																														
1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該所要数又はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																														
2. 原子炉水位異常低（レベル1）																																																	
3. 残留熱除去系ポンプ吐圧																																																	
4. 始動タイム	B. 条件Aで要求される措置を完了	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び	24時間																																														
要素	条件	要求される措置	完了時間																																														
1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数またはヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																														
2. 原子炉水位低（L1）																																																	
3. 残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ																																																	
4. 始動タイム																																																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	了時間内に達成できない場合	B 2. 当直長は、原子炉圧力を 1.03 MPa[gage]未満にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78 MPa[gage]未満にする。	でも、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定
5. 自動減圧系 ¹³ の起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ¹⁵ が動作可能であることを確認する ¹⁴ 。 及び A 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、原子炉圧力を 1.03 MPa[gage]未満にする。	6. 代替自動減圧起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ¹⁷ が動作可能であることを確認する ¹⁶ 。 および A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78MPa[gage]未満にする。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
※11：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※12：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。	※13：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※15：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。	※15：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※16：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※17：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。				

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																			
表 6 6 - 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	表 6 6 - 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系 (常設)	表 6 5 - 4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 5 - 4 - 1 低圧代替注水系 (常設)	TS-25 6 5 - 4 - 1 低圧原子炉代替注水系 (常設)																																																			
(1) 運転上の制限																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ)</td> <td>低圧代替注水系 (常設) が動作可能であること^{※1※2}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	低圧代替注水系 (常設) が動作可能であること ^{※1※2}	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系 (常設)</td> <td>低圧原子炉代替注水系 (常設) が動作可能であること^{※1※2}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系 (常設)	低圧原子炉代替注水系 (常設) が動作可能であること ^{※1※2}																																													
項目	運転上の制限																																																					
低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	低圧代替注水系 (常設) が動作可能であること ^{※1※2}																																																					
項目	運転上の制限																																																					
低圧代替注水系 (常設)	低圧原子炉代替注水系 (常設) が動作可能であること ^{※1※2}																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>復水移送ポンプ^{※4}</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td>燃料交換^{※3}</td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水移送ポンプ^{※5}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※9</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	復水移送ポンプ ^{※4}	2台	運転	復水貯蔵タンク	※6	起動	可搬型代替交流電源設備	※7	高温停止	常設代替交流電源設備	※8	燃料交換 ^{※3}	代替所内電気設備	※9		復水移送ポンプ ^{※5}	1台		復水貯蔵タンク	※6		可搬型代替交流電源設備	※7		常設代替交流電源設備	※8		代替所内電気設備	※9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>低圧原子炉代替注水ポンプ^{※4}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>燃料交換^{※3}</td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	低圧原子炉代替注水ポンプ ^{※4}	1台	起動	低圧原子炉代替注水槽	※5	高温停止	可搬型代替交流電源設備	※6	低温停止	常設代替交流電源設備	※7	燃料交換 ^{※3}	代替所内電気設備	※8		<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は低圧原子炉代替注水系として新設設備を用いる。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎, 女川は復水移送ポンプを用いるため, 低温停止, 燃料交換時において第40条の運転上の制限を確認する必要があるが, 島根は通常運転時において待機状態の低圧原子炉代替注水ポンプを用いるため, 先行同様の注釈は不要 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は, 格納容器代替スプレイ系 (常設) およびペデスタル代替注水系 (常設) と設備を兼用している。
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																				
運転	復水移送ポンプ ^{※4}	2台																																																				
運転	復水貯蔵タンク	※6																																																				
起動	可搬型代替交流電源設備	※7																																																				
高温停止	常設代替交流電源設備	※8																																																				
燃料交換 ^{※3}	代替所内電気設備	※9																																																				
	復水移送ポンプ ^{※5}	1台																																																				
	復水貯蔵タンク	※6																																																				
	可搬型代替交流電源設備	※7																																																				
	常設代替交流電源設備	※8																																																				
	代替所内電気設備	※9																																																				
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																				
運転	低圧原子炉代替注水ポンプ ^{※4}	1台																																																				
起動	低圧原子炉代替注水槽	※5																																																				
高温停止	可搬型代替交流電源設備	※6																																																				
低温停止	常設代替交流電源設備	※7																																																				
燃料交換 ^{※3}	代替所内電気設備	※8																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温停止</td> <td>復水移送ポンプ^{※4}</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>燃料交換^{※3}</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水移送ポンプ^{※5}</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※10</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	低温停止	復水移送ポンプ ^{※4}	2台	燃料交換 ^{※3}	復水貯蔵タンク	※6		可搬型代替交流電源設備	※7		常設代替交流電源設備	※8		所内常設蓄電式直流電源設備	※9		代替所内電気設備	※10		復水移送ポンプ ^{※5}	1台		復水貯蔵タンク	※6		可搬型代替交流電源設備	※7		常設代替交流電源設備	※8		所内常設蓄電式直流電源設備	※9		代替所内電気設備	※10			<p>※1: 必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2: 低圧代替注水系 (常設) の注水ラインは, 「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系 (常設)」, 「6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系 (可搬型)」, 「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」, 「第39条 非常用炉心冷却系その1」, 「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条の運転上の制限も確認する。</p>												
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																				
低温停止	復水移送ポンプ ^{※4}	2台																																																				
燃料交換 ^{※3}	復水貯蔵タンク	※6																																																				
	可搬型代替交流電源設備	※7																																																				
	常設代替交流電源設備	※8																																																				
	所内常設蓄電式直流電源設備	※9																																																				
	代替所内電気設備	※10																																																				
	復水移送ポンプ ^{※5}	1台																																																				
	復水貯蔵タンク	※6																																																				
	可搬型代替交流電源設備	※7																																																				
	常設代替交流電源設備	※8																																																				
	所内常設蓄電式直流電源設備	※9																																																				
	代替所内電気設備	※10																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温停止</td> <td>復水移送ポンプ^{※4}</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>燃料交換^{※3}</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替所内電気設備</td> <td>※10</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	低温停止	復水移送ポンプ ^{※4}	2台	燃料交換 ^{※3}	復水貯蔵タンク	※6		可搬型代替交流電源設備	※7		常設代替交流電源設備	※8		所内常設蓄電式直流電源設備	※9		代替所内電気設備	※10			<p>※1: 必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2: 低圧代替注水系 (常設) の注水ラインは, 「6 5 - 4 - 1 低圧原子炉代替注水系 (常設)」, 「6 5 - 4 - 2 低圧原子炉代替注水系 (可搬型)」, 「6 5 - 5 - 4 残留熱代替除去系」, 「6 5 - 6 - 1 格納容器代替スプレイ系 (常設)」, 「6 5 - 7 - 1 ペデスタル代替注水系 (常設)」, 「第39条 (非常用炉心冷却系その1 [2号炉]) および第40条 (非常用炉心冷却系その2) の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条の運転上の制限も確認する。</p>																														
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																				
低温停止	復水移送ポンプ ^{※4}	2台																																																				
燃料交換 ^{※3}	復水貯蔵タンク	※6																																																				
	可搬型代替交流電源設備	※7																																																				
	常設代替交流電源設備	※8																																																				
	所内常設蓄電式直流電源設備	※9																																																				
	代替所内電気設備	※10																																																				

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合</p> <p>※4：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ)」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)」および「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ)」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※9：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※10：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合</p> <p>※4：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系 (常設)」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系 (常設)」及び「66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※9：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>の制限も確認する。</p> <p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合</p> <p>※4：低圧原子炉代替注水系は、第65条(65-4-1 低圧原子炉代替注水系 (常設))、65-6-1 格納容器代替スプレイ系 (常設)および65-7-1 ベデスタル代替注水系 (常設)の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：第65条(65-11-1 重大事故等収束のための水源)において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条(65-12-2 可搬型代替交流電源設備)において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：第65条(65-12-1 常設代替交流電源設備)において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：第65条(65-12-5 代替所内電気設備)において運転上の制限等を定める。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、代替循環冷却系として、新設の残留熱代替除去ポンプを用いる。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は通常運転時に、低圧原子炉代替注水系ポンプを用いるため、第40条は関係しない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水系ポンプを含めていない。

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)		柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項						
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が \square m ³ /h 以上で、揚程が \square m 以上および復水移送ポンプ2台で流量が \square m ³ /h 以上で、揚程が \square m 以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長	1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m 以上、流量が \square m ³ /h 以上であることを確認すること、復水移送ポンプ2台で流量が \square m ³ /h 以上、復水移送ポンプ1台で流量が \square m ³ /h 以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉 GM	
2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B 1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長	2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	【島根固有】 ・島根は新設の系統から残留熱除去系注水配管へ直接接続しているため、先行同様の措置は不要
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止および燃料交換※11においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※12。	1ヶ月に1回	発電課長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止および燃料交換※10においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。	1ヶ月に1回	当直長	
4. 原子炉の状態が運転、高温停止、冷温停止および燃料交換※11において、RHR A系(B系) LPCI注入隔離弁、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁、RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、MUWCSラング取出止め弁およびFPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※10において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が \square m 以上および流量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。			1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が \square m 以上および流量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。			
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※9において、低圧原子炉代替注水ポンプが動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※9において、低圧原子炉代替注水ポンプが動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※9において、FLSR注水隔離弁および低圧注水系A系におけるA-RHR注水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※9において、FLSR注水隔離弁および低圧注水系A系におけるA-RHR注水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p> <p>※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p> <p>※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※9：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の低圧原子炉代替注水ポンプは、通常運転時において待機状態であるため、運転状態による確認の記載は不要 																								
(3) 要求される措置																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合</td> <td>A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他設備※13が動作可能であることを確認する。 および A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※14が動作可能であることを確認する。 および A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他設備※13が動作可能であることを確認する。 および A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※14が動作可能であることを確認する。 および A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合</td> <td>A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。 および A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。 および A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>A. 低圧原子炉代替注水系(常設)が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 3日間</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 低圧原子炉代替注水系(常設)が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※12とともに、その他設備※13が動作可能であることを確認する。 および A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※14が動作可能であることを確認する。 および A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間																								
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。 および A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間																								
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																								
運転 起動 高温停止	A. 低圧原子炉代替注水系(常設)が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他設備※11が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間																								

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)				柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)				島根原子力発電所 2号炉				備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
		B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※13} とともに、 <u>その他の設備^{※16}</u> が動作可能であることを確認する。 および B2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※15} が動作可能であることを確認する。 および B3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間			B. 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	速やかに 3日間 10日間			B. 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	速やかに 3日間 10日間	
適用される原子炉の状態	条件	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間	適用される原子炉の状態	条件	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間 36時間	適用される原子炉の状態	条件	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、低温停止にする。	24時間 36時間	
		C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間 36時間			C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24時間 36時間					

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)		柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換※ ¹⁷	A. 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)が動作不能の場合 または 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長および防災課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹³ とともに、その他の設備※ ¹⁸ が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換※ ¹⁴	A. 低圧原子炉代替注水系(常設)が動作不能の場合 または 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長および課長(原子炉)は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ¹⁰ とともに、その他の設備※ ¹⁵ が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに
※ ¹³ : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※ ¹⁴ : 残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイス系ならびに非常用ディーゼル発電機2台(A系およびB系)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ ¹⁵ : 低圧代替注水系(可搬型)をいう(時間短縮の補完措置を含む)。 ※ ¹⁶ : 動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台(A系およびB系)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ ¹⁷ : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの開閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの開閉の場合	※ ¹² : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※ ¹³ : 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ ¹⁴ : 高圧炉心注水系をいう。 ※ ¹⁵ : 低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ ¹⁶ : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの開閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの開閉の場合	※ ¹⁰ : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※ ¹¹ : 残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイス系ならびに非常用ディーゼル発電機2台(高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ ¹² : 高圧炉心スプレイス系をいう。 ※ ¹³ : 低圧注水系および低圧炉心スプレイス系に接続する非常用ディーゼル発電機2台(高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ ¹⁴ : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの開閉の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの開閉の場合	【女川との相違】 ・低圧原子炉代替注水系(常設)と同等の機能を持つ重大事故等対処設備の相違 【柏崎刈羽との相違】 ・機能喪失を想定するDB設備の相違				

備考			
	<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>※18：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機（A系、B系または高圧炉心スプレイス）および低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>※17：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>※15：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機および低圧原子炉代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
<p>66-4-2 低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="380 537 611 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系 (常設)</td> <td>低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) が動作可能であること※¹※²</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	低圧代替注水系 (常設)	低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) が動作可能であること※ ¹ ※ ²			<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川特有の設備 																	
項目	運転上の制限																							
低圧代替注水系 (常設)	低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) が動作可能であること※ ¹ ※ ²																							
<p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1" data-bbox="653 923 1171 1656"> <thead> <tr> <th>状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧代替注水系</td> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>運転 (常設)</td> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>起動 (直流駆動)</td> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	状態	設備	所要数	低圧代替注水系	直流駆動低圧注水系ポンプ	1台	運転 (常設)	復水貯蔵タンク	※3	起動 (直流駆動)	可搬型代替交流電源設備	※4	高温停止	常設代替交流電源設備	※5		所内常設蓄電式直流電源設備	※6		常設代替直流電源設備	※7	<p>※1：必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：直流駆動低圧注水系ポンプの注水ラインは、「66-4-2 低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ)」, 「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：「66-1-1-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※4：「66-1-2-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-1-2-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-1-2-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-1-2-4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>		
状態	設備	所要数																						
低圧代替注水系	直流駆動低圧注水系ポンプ	1台																						
運転 (常設)	復水貯蔵タンク	※3																						
起動 (直流駆動)	可搬型代替交流電源設備	※4																						
高温停止	常設代替交流電源設備	※5																						
	所内常設蓄電式直流電源設備	※6																						
	常設代替直流電源設備	※7																						

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 直流駆動低圧注水系ポンプの流量が m^3/h 以上で、揚程が <input type="checkbox"/> m 以上であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉 課長				
2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長				
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、DCLIポンプ吸込弁、DCLI注入流量調整弁、HPCS注入隔離弁およびFPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長				
4. HPCS注入隔離弁の現場操作に必要な手動操作レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月 に1回	発電課 長				

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
運転起高温停止	A. 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)が動作不能の場合	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間			
	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間			
<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10：低圧代替注水系(可搬型)をいう(時間短縮の補完措置を含む。)</p>						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-5-4	原子炉補機代替冷却水系	66-5-4	原子炉補機代替冷却系	TS-25 65-5-3 原子炉補機代替冷却系
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉補機代替冷却系	原子炉補機代替冷却水系 ^{※1} が動作可能であること ^{※2}	原子炉補機代替冷却系	原子炉補機代替冷却系 ^{※1} が動作可能であること ^{※2※3}	
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	
運転	大容量送水ポンプ（タイプI）	運転	大型送水ポンプ車	
起動	熱交換器ユニット	起動	移動式代替熱交換設備	
高温停止		高温停止		
低温停止		低温停止	常設代替交流電源設備	※6
燃料交換	燃料補給設備	燃料交換	燃料補給設備	※7
			代替所内電気設備	※8
所要数		所要数		
	※3		1台×2 ^{※4}	
	1台×2 ^{※4※5}		1式×2 ^{※4※5}	
	※6			
	※7			
	※8			
※1：1系列とは、熱交換器ユニット1台およびホースをいう。		※1：1系列とは、大容量送水車（熱交換器ユニット用）1台、熱交換器ユニット1式及びホースをいう。		
※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系 ^{※8} のA系およびB系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁及び電動弁および接続口を含む流路を構成できることを含む。		※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系のI系およびII系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁および接続口を含む。また、ホース敷設に必要となる資機材として大型ホース展張車（300A）およびホース運搬車を含む。		【島根固有】 ・島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、大型ホース展張車（300A）およびホース運搬車に運転上の制限を設定するため、注記※2に追記
なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却水系（接続口含む。）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、A系およびB系の計2系列、原子炉の状態が低温停止および燃料交換においては、A系またはB系どちらか1系列とする。		なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却水系（接続口含む。）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、I系およびII系の計2系列、原子炉の状態が低温停止および燃料交換においては、I系またはII系どちらか1系列とする。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：原子炉補機冷却水系のA系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、「66-5-5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>また、当該系統が動作不能時は、「第52条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：熱交換器ユニットは、第1保管エリアおよび第3保管エリアに1セットずつ分散配置されていること。</p> <p>※5：淡水ポンプおよび除熱ヘッダを含む。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：原子炉補機冷却系のB系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、運転上の制限も確認する。</p> <p>また、当該系統が動作不能時は、「第52条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系」及び「第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び熱交換器ユニットは、荒浜側及び大湊側に1セットずつ分散配置されていること。</p> <p>※5：代替原子炉補機冷却水ポンプを含む。</p> <p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：原子炉補機冷却系のII系の冷却ラインは、<u>第65条（65-5-4 残留熱代替除去系）</u>を兼ねる。 動作不能時は、<u>運転上の制限も確認する。</u></p> <p>また、当該系統が動作不能時は、<u>第52条（原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系）の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>※4：<u>大容量送水ポンプ車および移動式代替熱交換設備は、第1保管エリアおよび第4保管エリアに1セットずつ分散配置されていること。</u></p> <p>※5：<u>移動式代替熱交換設備淡水ポンプを含む。</u></p> <p>※6：<u>第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</u></p> <p>※7：<u>第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</u></p> <p>※8：<u>第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</u></p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は65-19-1で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応する。 <p>（比較のため女川注記を前後させている）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して受電するため、可搬型代替交流電源設備は不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
<p>項目</p> <p>1. 熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していること ・流量が \square m³/h 以上で揚程が \square m 以上。</p> <p>頻度</p> <p>2年に1回</p> <p>担当</p> <p>原子炉課長</p>	<p>項目</p> <p>1. 熱交換器ユニット（P27-D2000, D3000, D4000）の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が650m³/h以上で揚程が65m以上。 ・流量が680m³/h以上で揚程が56m以上。 ・流量が700m³/h以上で揚程が53m以上。</p> <p>頻度</p> <p>2年に1回</p> <p>担当</p> <p>原子炉GM</p>	<p>項目</p> <p>1. 移動式代替熱交換設備の移動式代替熱交換設備淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることとを確認する。 ・流量が600m³/h以上で揚程が55m以上。</p> <p>頻度</p> <p>2年に1回</p> <p>担当</p> <p>課長 （原子炉）</p>		
<p>項目</p> <p>2. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）の流量が \square m³/h 以上で揚程が \square m 以上。 ・流量が \square m³/h 以上で揚程が \square m 以上。 ・流量が \square m³/h 以上で揚程が \square m 以上。 ・流量が \square m³/h 以上で揚程が \square m 以上。</p> <p>頻度</p> <p>2年に1回</p> <p>担当</p> <p>原子炉GM</p>	<p>項目</p> <p>2. 大型送水ポンプ車の流量および吐出圧力が以下を満足していることを確認する。 ・流量が780m³/h以上で吐出圧力が \square MPa 以上。 ・流量が \square m³/h 以上で吐出圧力が \square MPa 以上。</p> <p>頻度</p> <p>1年に1回</p> <p>担当</p> <p>課長 （タービン）</p>	<p>項目</p> <p>3. 原子炉補機冷却水系におけるRCW常用補機冷却水入口切替弁およびRCW常用補機冷却水出口切替弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>頻度</p> <p>1年に1回</p> <p>担当</p> <p>原子炉GM</p>	<p>項目</p> <p>3. 原子炉補機冷却水系におけるRCW常用補機冷却水入口切替弁およびRCW常用補機冷却水出口切替弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>頻度</p> <p>1年に1回</p> <p>担当</p> <p>当直長</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は65-19-1で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応するため、確認事項を定める。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はI系とII系を切り替えて常用系へ送水可能なため、1箇月に1回動作確認を行う。
<p>項目</p> <p>2. RCW常用冷却水供給側分離弁（A）、RCW常用冷却水供給側分離弁（B）、RCW常用冷却水戻り側分離弁（A）、RCW常用冷却水戻り側分離弁（B）、RCW代替冷却水不要負荷分離弁（A）、およびRCW代替冷却水不要負荷分離弁（B）が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>頻度</p> <p>定事検査時</p> <p>担当</p> <p>発電課長</p>	<p>項目</p> <p>4. 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>頻度</p> <p>定事検査時</p> <p>担当</p> <p>当直長</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。</p> <p>4. RHR熱交換器（A）冷却水出口弁、RHR熱交換器（B）冷却水出口弁、FPC熱交換器（A）冷却水出口弁およびFPC熱交換器（B）冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>5. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）が動作可能であることを確認する。</p> <p>6. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。</p> <p>7. 原子炉補機冷却水系における残留熱除去系熱交換器冷却水止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>4. 大型送水ポンプ車が動作可能であることを確認する。</p> <p>5. 移動式代替熱交換設備が動作可能であることを確認する。</p> <p>6. 原子炉補機冷却水系におけるRHR熱交換器冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>※9：原子炉補機冷却水系におけるRCW常用補機冷却水入口切替弁およびRCW常用補機冷却水出口切替弁を点検のため全閉とされている場合を除く。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は65-19-1で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応するため、確認事項を定める。
<p>3ヶ月に1回</p>	<p>3ヶ月に1回</p>	<p>3箇月に1回</p>	<p>課長 (タービン)</p>
<p>3ヶ月に1回</p>	<p>3ヶ月に1回</p>	<p>3箇月に1回</p>	<p>課長 (原子炉)</p>
<p>1ヶ月に1回</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>1箇月に1回</p>	<p>当直長</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉補機冷却系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 防災課長は、残りの原子炉補機冷却系が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、原子炉補機冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 とともに、その他の設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 または A3. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉補機冷却系が2系列未満1系列以上の場合	A1. 課長（原子炉）および課長（タービン）は、残りの原子炉補機冷却系が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、原子炉補機冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 とともに、その他の設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 または A3. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載差現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運 起 高 温 停 止	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が1系列未満の場合	運 起 高 温 停 止	B. 動作可能な原子炉補機冷却系が1系列未満の場合	運 起 高 温 停 止	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却系が1系列未満の場合	
	B1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9ととともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 および B2. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 または B2. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。		B 1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※9} ととともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 及び B 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 又は B 2. 2. 当直長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。		B1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9ととともに、その他の設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する。 および B2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 または B2. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※13} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	
	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条項構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	C. 原子炉補機冷却水系のA系と共用する配管または弁が動作不能の場合	C1. 発電課長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 および C2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系B系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および C3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	C. 原子炉補機冷却水系のA系と共用する配管または弁が動作不能の場合	C 1. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および C 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	C. 原子炉補機冷却水系のI系と共用する配管または弁が動作不能の場合	C1. 当直長は、原子炉補機冷却水系のII系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※10} とともに、その他の設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。 および C2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間
運転 起動 高温停止	D. 原子炉補機冷却水系のB系と共用する配管または弁が動作不能の場合	D1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系A系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および D2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	D. 原子炉補機冷却水系のB系と共用する配管または弁が動作不能の場合	D 1. 当直長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 および D 2. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および D 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	D. 原子炉補機冷却水系のII系と共用する配管または弁が動作不能の場合	D1. 当直長は、残留熱代替除去系を動作不能とみなす。 および D2. 当直長は、原子炉補機冷却水系のI系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※10} とともに、その他の設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。 および D3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
運転 起動 高温停止	E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	E. 条件 A, B, C 又は D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、高温停止にする。 及び E 2. 当直長は、冷温停止にする。	E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	E1. 当直長は、高温停止にする。 および E2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が 2 系列未満の場合 または 原子炉補機冷却水系と共用する配管または弁が動作不能の場合 または A2. 2. 防災課長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が 2 系列未満の場合 又は 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 又は A 2. 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。	A. 動作可能な原子炉補機冷却水系が 2 系列未満の場合 又は 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 又は A2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備※12が動作可能であることを確認する。 または A2. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置※13を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A1. 当直長、課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備※12が動作可能であることを確認する。 または A2. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置※13を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：残りの原子炉補機冷却水系 1 系列、原子炉補機冷却海水系 2 系列および非常用ディーゼル発電機 2 台（A 系および B 系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11：大容量送水ポンプ（タイプ I）にて原子炉補機冷却水系の淡水側に海水直接通水を行う除熱をいう。	※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：残りの原子炉補機冷却水系 2 系列、原子炉補機冷却海水系 3 系列及び非常用ディーゼル発電機 3 台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11：大容量送水車（熱交換器ユニット用）又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ（移動式変圧器を含む）にて海水直接通水を行う除熱をいう。	※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※11：残りの原子炉補機冷却水系 1 系列、原子炉補機冷却海水系 2 系列および非常用ディーゼル発電機 2 台（高圧炉心スプレイスプレーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：大型送水ポンプにて海水直接通水を行う除熱をいう。	※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※11：残りの原子炉補機冷却水系 1 系列、原子炉補機冷却海水系 2 系列および非常用ディーゼル発電機 2 台（高圧炉心スプレイスプレーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：大型送水ポンプにて海水直接通水を行う除熱をいう。	※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※11：残りの原子炉補機冷却水系 1 系列、原子炉補機冷却海水系 2 系列および非常用ディーゼル発電機 2 台（高圧炉心スプレイスプレーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：大型送水ポンプにて海水直接通水を行う除熱をいう。	※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※11：残りの原子炉補機冷却水系 1 系列、原子炉補機冷却海水系 2 系列および非常用ディーゼル発電機 2 台（高圧炉心スプレイスプレーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※12：大型送水ポンプにて海水直接通水を行う除熱をいう。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※12：代替品の補充等。</p> <p>※13：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却海水系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>熱をいう。</p> <p>※12：代替品の補充等。</p> <p>※13：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却海水系2系列及び非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※13：代替品の補充等。</p> <p>※14：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機海水系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（<u>高圧炉心スプレイスライ</u>系ディーゼル発電機を除く。）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																									
<p>表 66-6-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 66-6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)</td> <td>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運転 起 動 高 温 停 止</td> <td>復水移送ポンプ※3</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所内常設蓄電式直流電源設備</td> <td>※8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) のスプレイラインは、「66-6-6-1 代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)」、「66-6-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)」、「66-6-6-3 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)」の設置を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ)」、「66-6-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)」および「66-7-1 格納容器下</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起 動 高 温 停 止	復水移送ポンプ※3	2台	復水貯蔵タンク	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	所内常設蓄電式直流電源設備		※8	<p>表 66-6-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 66-6-6-1 代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)</td> <td>代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運 転 起 動 高 温 停 止</td> <td>復水移送ポンプ※3</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁及び配管を含む。 ※2：代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) のスプレイラインは、「66-6-6-1 代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)」、「66-6-6-2 代替格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)」、「66-6-6-3 代替格納容器代替スプレイ冷却系 (可搬型)」の設置を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系 (常設)」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-6-1 代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)」及び「66-7-1 格納容器下部</p>	項目	運転上の制限	代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)	代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運 転 起 動 高 温 停 止	復水移送ポンプ※3	2台	復水貯蔵槽	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>表 65-6-6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 65-6-6-1 格納容器代替スプレイ系 (常設)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器代替スプレイ系 (常設)</td> <td>格納容器代替スプレイ系 (常設) が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">運 転 起 動 高 温 停 止</td> <td>低圧原子炉代替注水ポンプ※3</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要な弁および配管を含む。 ※2：格納容器代替スプレイ系 (常設) のスプレイラインは、第65条(65-4-1 低圧原子炉代替注水系 (常設)、65-4-2 低圧原子炉代替注水系 (可搬型)、65-5-4 残留熱代替除去系、65-6-1 格納容器代替スプレイ系 (常設)、65-6-2 格納容器代替スプレイ系 (可搬型)、65-7-3 格納容器代替スプレイ系 (可搬型)) および第39条(非常用炉心冷却系その1〔2号炉〕)の設置を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：低圧原子炉代替注水ポンプは、第65条(65-4-1 低圧原子炉代替注水系 (常設)、65-6-1 格納容器代替スプレイ系 (常設)) および65-7-1 ペダスタル代替注水系 (常</p>	項目	運転上の制限	格納容器代替スプレイ系 (常設)	格納容器代替スプレイ系 (常設) が動作可能であること※1※2	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運 転 起 動 高 温 停 止	低圧原子炉代替注水ポンプ※3	1台	低圧原子炉代替注水槽	※4	常設代替交流電源設備	※5	可搬型代替交流電源設備	※6	代替所内電気設備	※7	<p>TS-25 65-6-1 格納容器代替スプレイ系 (常設)</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は低圧原子炉代替注水系として新設設備を用いる。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は低圧原子炉代替注水系 (常設、可搬型)、ペダスタル代替注水系 (常設) および格納容器代替スプレイ系 (可搬型) と設備を兼用している。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は代替循環冷却系として、新設の残留熱代替除去ポンプを用いる。
項目	運転上の制限																																																											
原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) が動作可能であること※1※2																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運転 起 動 高 温 停 止	復水移送ポンプ※3	2台																																																										
	復水貯蔵タンク	※4																																																										
	常設代替交流電源設備	※5																																																										
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																										
	代替所内電気設備	※7																																																										
所内常設蓄電式直流電源設備		※8																																																										
項目	運転上の制限																																																											
代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設)	代替格納容器代替スプレイ冷却系 (常設) が動作可能であること※1※2																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運 転 起 動 高 温 停 止	復水移送ポンプ※3	2台																																																										
	復水貯蔵槽	※4																																																										
	常設代替交流電源設備	※5																																																										
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																										
	代替所内電気設備	※7																																																										
項目	運転上の制限																																																											
格納容器代替スプレイ系 (常設)	格納容器代替スプレイ系 (常設) が動作可能であること※1※2																																																											
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																																										
運 転 起 動 高 温 停 止	低圧原子炉代替注水ポンプ※3	1台																																																										
	低圧原子炉代替注水槽	※4																																																										
	常設代替交流電源設備	※5																																																										
	可搬型代替交流電源設備	※6																																																										
	代替所内電気設備	※7																																																										

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4: 「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5: 「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6: 「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7: 「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8: 「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>注水系 (常設) の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4: 「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5: 「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6: 「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7: 「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>(設) の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4: 第65条 (65-11-1 重大事故等収束のための水源) において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5: 第65条 (65-12-1 常設代替交流電源設備) において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6: 第65条 (65-12-2 可搬型代替交流電源設備) において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7: 第65条 (65-12-5 代替所内電気設備) において運転上の制限等を定める。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。
(2) 確認事項			
<p>1. 復水移送ポンプ2台運転にて流量が \square m³/h 以上、揚程が \square m 以上であることを確認する。</p> <p>2. CRD復水入口弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する^{※9}。</p>	<p>1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m 以上、流量が \square m³/h 以上であることを確認すること。復水移送ポンプ2台で流量が \square m³/h 以上確保可能であることを確認する。</p> <p>2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する^{※8}。</p>	<p>1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が \square m 以上で、流量が \square m³/h 以上であることを確認する。</p> <p>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、低圧原子炉代替注水ポンプが動作可能であることを確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は新設の系統から残留熱除去系注水配管へ直接接続しているため、先行同様の措置は不要
<p>頻度</p> <p>定事検停止時</p>	<p>頻度</p> <p>定事検停止時</p>	<p>頻度</p> <p>定事検停止時</p>	<p>頻度</p> <p>1箇月に1回</p>
<p>項目</p> <p>担当</p> <p>発電課長</p>	<p>項目</p> <p>担当</p> <p>原子炉 GM</p>	<p>項目</p> <p>担当</p> <p>課長 (原子炉)</p>	<p>項目</p> <p>担当</p> <p>当直長</p>

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、MUWCサンプリング取止め弁、FPMUWポンプ吸込弁、RHRヘッドスプレイレイン洗浄流量調整弁、RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイレイン隔離弁、RHR 格納容器スプレイレイン隔離弁、RHR A系格納容器スプレイレイン流量調整弁およびRHR B系格納容器スプレイレイン流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、格納容器スプレイレイン冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及び圧力抑制室スプレイレイン注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、FLSR注水隔離弁、残留熱除去系A系におけるA-RHRドライウエル第1スプレイレインおよびA-RHRドライウエル第2スプレイレインが動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の低圧原子炉代替注水ポンプは、通常運転時において待機状態であるため、運転状態による確認の記載は不要
<p>※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>1箇月に1回 当直長</p>	
<p>(3) 要求される措置</p>	<p>(3) 要求される措置</p>	<p>(3) 要求される措置</p>	
<p>条件</p> <p>A. 原子炉格納容器代替スプレイレイン冷却系(常設)が動作不能の場合</p>	<p>条件</p> <p>A. 代替格納容器スプレイレイン冷却系(常設)が動作不能の場合</p>	<p>条件</p> <p>A. 格納容器代替スプレイレイン冷却系(常設)が動作不能の場合</p>	<p>完了時期</p> <p>速やかに</p>
<p>要求される措置</p> <p>A1. 発電課長は、格納容器スプレイレイン1系列を起動し、動作可能であることを確認する※10とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A 1. 当直長は、格納容器スプレイレイン冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>要求される措置</p> <p>A1. 当直長は、格納容器冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 課長(原子炉)は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>3日間</p> <p>30日間</p>
		<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器代替スプレイレイン(可搬型)をC設備として設定しているため、「同等な機能を持つSA設備」および「30日間」としている。 	

備考	島根原子力発電所 2号炉	
	<p>B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>B1.発電課長は、高温停止にする。および</p> <p>B2.発電課長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>
	<p>※10：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11：起動した格納容器スプレイ系に接続する非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※12：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）をいう（時間短縮の補完措置を含む。）。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>
	<p>B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>B1.当直長は、高温停止にする。および</p> <p>B2.当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>
	<p>※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9：起動した格納容器冷却系に接続する非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※10：格納容器代替スプレイ系（可搬型）をいう。（時間短縮の補完措置を含む。）。</p>	<p>24時間</p> <p>36時間</p>
<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根はSA設備である格納容器代替スプレイ系（可搬型）をC設備として設定している。 		

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	TS-25 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)
(1) 運転上の制限 項目 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) が動作可能であること ※1 ※2	(1) 運転上の制限 項目 ペDESTアル代替注水系 (常設) が動作可能であること ※1 ※2	
適用される原子炉の状態 運転 起動 高温停止	適用される原子炉の状態 低圧原子炉代替注水ポンプ ※3 低圧原子炉代替注水槽 可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備 代替所内電気設備	所要数 1台 ※4 ※5 ※6 ※7
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	【島根固有】 ・島根は低圧原子炉代替注水系として新設設備を用いる。
(1) 運転上の制限 項目 格納容器下部注水系 (常設) が動作可能であること ※1 ※2	(1) 運転上の制限 項目 ペDESTアル代替注水系 (常設) が動作可能であること ※1 ※2	【女川との相違】 ・島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。 【島根固有】 ・島根は低圧原子炉代替注水系 (常設, 可搬型), 格納容器代替スプレイス系 (常設, 可搬型) および非常用炉心冷却系と設備を兼用している。 ・島根のペDESTアル代替注水系 (可搬型) は, 設備を兼用していない。
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	※1: 必要な弁および配管を含む。 ※2: ペDESTアル代替注水系 (常設) の注水ラインは, 第65条 (65-4-1 低圧原子炉代替注水系 (常設), 65-4-2 低圧原子炉代替注水系 (可搬型), 65-5-4 残留熱代替除去系, 65-6-1 格納容器代替スプレイス系 (常設), 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設), 65-7-3 格納容器代替スプレイス系 (可搬型)) および第39条 (非常用炉心冷却系) の1 (2号炉) の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条文の運転上の制限も確認する。
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	※1: 必要な弁および配管を含む。 ※2: 格納容器下部注水系 (常設) の注水ラインは, 「66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)」, 「66-7-2 格納容器下部注水系 (可搬型)」及び「66-5-5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条文の運転上の制限も確認する。
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	※1: 必要な弁および配管を含む。 ※2: 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) の注水ラインは, 「66-5-5 代替循環冷却系」, 「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ)」, 「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ)」および「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)」の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条文の運転上の制限も確認する。
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	※1: 必要な弁および配管を含む。 ※2: 格納容器下部注水系 (常設) の注水ラインは, 「66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)」, 「66-7-2 格納容器下部注水系 (可搬型)」及び「66-5-5 代替循環冷却系」の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条文の運転上の制限も確認する。
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	※1: 必要な弁および配管を含む。 ※2: 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) の注水ラインは, 「66-5-5 代替循環冷却系」, 「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ)」, 「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ)」および「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)」の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条文の運転上の制限も確認する。
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	※1: 必要な弁および配管を含む。 ※2: ペDESTアル代替注水系 (常設) の注水ラインは, 第65条 (65-4-1 低圧原子炉代替注水系 (常設), 65-4-2 低圧原子炉代替注水系 (可搬型), 65-5-4 残留熱代替除去系, 65-6-1 格納容器代替スプレイス系 (常設), 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設), 65-7-3 格納容器代替スプレイス系 (可搬型)) および第39条 (非常用炉心冷却系) の1 (2号炉) の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条文の運転上の制限も確認する。
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 格納容器下部注水系 (常設)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	※1: 必要な弁および配管を含む。 ※2: ペDESTアル代替注水系 (常設) の注水ラインは, 第65条 (65-4-1 低圧原子炉代替注水系 (常設), 65-4-2 低圧原子炉代替注水系 (可搬型), 65-5-4 残留熱代替除去系, 65-6-1 格納容器代替スプレイス系 (常設), 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設), 65-7-3 格納容器代替スプレイス系 (可搬型)) および第39条 (非常用炉心冷却系) の1 (2号炉) の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条文の運転上の制限も確認する。
表66-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 66-7-1 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	表65-7-7 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 65-7-1 ペDESTアル代替注水系 (常設)	※1: 必要な弁および配管を含む。 ※2: 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ) の注水ラインは, 「66-5-5 代替循環冷却系」, 「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (復水移送ポンプ)」, 「66-7-2 原子炉格納容器下部注水系 (常設) (代替循環冷却ポンプ)」および「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系 (可搬型)」の設備を兼ねる。動作不能時は, 各条文の運転上の制限も確認する。

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「66-6-1 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）」および「66-7-1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※8：「66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※3：低圧原子炉代替注水ポンプは、第65条（65-4-1 低圧原子炉代替注水系（常設）, 65-6-1 格納容器代替スプレイ系（常設）および65-7-1 ペDESTアル代替注水系（常設））の設備を兼ねる。動作不能時は、各条の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：第65条（65-11-1 重大事故等収束のための水源）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：第65条（65-12-2 可搬型代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>※7：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	<p>・島根は原子炉格納容器下部への注水に格納容器代替スプレイ系（可搬型）を用いる。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <p>・島根は代替循環冷却系として、新設の残留熱代替除去ポンプを用いる。</p>																											
<p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m³/h以上で、揚程が□m以上および流量が□m³/h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上および流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	定事検 停止時	発電課長	2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	発電課長	<p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>原子炉 GM</td> </tr> <tr> <td>2. 復水補給水系における下部ドライウエル注水流量調節弁及び下部ドライウエル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した、動作確認後、動作確認に際して作動し</td> <td>定事検 停止時</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉 GM	2. 復水補給水系における下部ドライウエル注水流量調節弁及び下部ドライウエル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	当直長	3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した、動作確認後、動作確認に際して作動し	定事検 停止時	当直長	<p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長（原子炉）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検 停止時	課長（原子炉）	<p>・島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・島根は所内常設蓄電式直流電源設備の負荷として低圧原子炉代替注水ポンプを含めていない。</p>
項目	頻度	担当																												
1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上および流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	定事検 停止時	発電課長																												
2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	発電課長																												
項目	頻度	担当																												
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検 停止時	原子炉 GM																												
2. 復水補給水系における下部ドライウエル注水流量調節弁及び下部ドライウエル注水ライン隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検 停止時	当直長																												
3. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認に際して作動した、動作確認後、動作確認に際して作動し	定事検 停止時	当直長																												
項目	頻度	担当																												
1. 低圧原子炉代替注水ポンプの揚程が□m以上で、流量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定事検 停止時	課長（原子炉）																												

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)		島根原子力発電所 2号炉		備考
3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※9。	1ヶ月に1回	発電課長	4. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※8。	1ヶ月に1回	当直長	
4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、MUWCサンプリング取出止め弁、FPMUWボンプ吸込弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	た弁の開閉状態を確認する。 3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、FLSR注水隔離弁、残留熱除去系A系におけるA-RHRドライウエル第1スプレイ弁およびA-RHRドライウエル第2スプレイ弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回	当直長	【島根固有】 ・島根は原子炉運転中に動作確認できる弁があるため、確認事項に記載している。
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。						
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。						
(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)が動作不能の場合	A1. 発電課長または防災課長は、当該機能を同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長または防災課長は、当該機能を同等な機能を持つ重大事故等対処設備※12が動作可能であることを確認する。 および A3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	A. 格納容器下部注水系(常設)が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※9とともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長および課長(原子炉)は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	【柏崎刈羽との相違】 ・島根はLOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系(低圧注水系)3系列以上であることから、γ設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。
(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. ペDESTアル代替注水系(常設)が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長および課長(原子炉)は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	A. ペDESTアル代替注水系(常設)が動作不能の場合	A1. 当直長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※8とともに、その他の設備※9が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長および課長(原子炉)は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※10が動作可能であることを確認する。 および A3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	【島根固有】 ・島根の低圧原子炉代替注水ポンプは、通常運転時において待機状態であるため、運転状態による確認の記載は不要

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>24時間</p> <p>36時間</p> <p>※10: 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※11: 非常用ディーゼル発電機2台(A系およびB系)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>又は</p> <p>A 2. 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※9ととも、その他設備※10が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※12が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>10日間</p> <p>24時間</p> <p>36時間</p> <p>※9: 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※10: 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※11: 格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)をいう(時間短縮の補完措置を含む)。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>B1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 当直長は、低温停止にする。</p> <p>24時間</p> <p>36時間</p> <p>※8: 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※9: 非常用ディーゼル発電機2台(高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く)をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は当該機能を補完する自主対策設備がなくD設備を設定しないため、要求される措置の書き分けは不要 		
<p>※12: 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)をいう(時間短縮の補完措置を含む)。</p>	<p>※10: ペDESTAL代替注水系(可搬型)または格納容器代替スプレイ系(可搬型)をいう。(時間短縮の補完措置を含む)。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は格納容器代替スプレイ系(可搬型)もC設備として設定している。 	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根はLOCA時の原子炉水位回復として残留熱除去系(低圧注水系)3系列以上であることから、γ設備の残留熱除去系の確認する系列数は3系列とした。 		

女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>※12：消火系による格納容器下部注水をいう。</p>		<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は当該機能を補完する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視	65-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視	TS-25 65-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視																		
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること											
項目	運転上の制限																			
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋内の水素濃度監視設備が動作可能であること																			
項目	運転上の制限																			
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること																			
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数																		
運転起動 高温停止 低温停止 燃料交換※1	原子炉建屋水素濃度 7	7																		
※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合																				
(2) 確認事項	(2) 確認事項																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長(計装)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月に1回	当直長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長(計装)	
項目	頻度	担当																		
1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長																		
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																		
項目	頻度	担当																		
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月に1回	当直長																		
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長(計装)																		
※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合																				
柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉																			
66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視	65-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視																			
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋内の水素濃度監視</td> <td>原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること											
項目	運転上の制限																			
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること																			
項目	運転上の制限																			
原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること																			
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数																		
運転起動 高温停止 低温停止 燃料交換※1	原子炉建屋水素濃度 8	8																		
※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合																				
(2) 確認事項	(2) 確認事項																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換※1において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換※1において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. チャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>課長(計装)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月に1回	当直長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長(計装)	
項目	頻度	担当																		
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換※1において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																		
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM																		
項目	頻度	担当																		
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換※2において、動作不能でないことを指示により確認する。	1箇月に1回	当直長																		
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長(計装)																		
※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合																				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考		
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャネル数を満足していない場合	A 1. 1. 当直長は、他子ヤネルの原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 または A 1. 2. 発電課長は、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置が動作可能であることを確認する。 および A 2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャネル数を満足していない場合	A1. 1. 当直長は、他子ヤネルの原子炉建屋内水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 または A1. 2. 当直長は、静的触媒式水素処理装置入口温度および静的触媒式水素処理装置出口温度が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	・島根は、個別に設備名称を付与している。
運転 起動 高温停止	B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備3チャネル動作不能の場合 または 原子炉建屋内水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合	B 1. 当直長は格納容器内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 および B 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備3チャネル動作不能の場合 または 原子炉建屋内水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合	B1. 当直長は格納容器水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C1. 発電課長は、高温停止をおよび C2. 発電課長は、低温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C1. 当直長は、高温停止にする。 C2. 当直長は、低温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C1. 当直長は、高温停止にする。 C2. 当直長は、低温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間	
低温停止 燃料交換※3	A. 動作可能な原子炉建屋水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A. 動作可能な原子炉建屋水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A. 動作可能な原子炉建屋水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A. 動作可能な原子炉建屋水素濃度監視設備がチャンネル数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表 6-6-1-0	表 6-5-1-0	表 6-6-1-0	表 6-5-1-0																																																																																											
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>表 6-6-1-0 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>6-6-1-0-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）</td> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型送水ポンプ車（タイプII）</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤混合装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：「6-6-1-9-2 大容量送水ポンプ（タイプII）」において運転上の制限等を定める。 ※3：「6-6-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1	設備	所要数	大型送水ポンプ車（タイプII）	※2	放水砲	1台	泡消火薬剤混合装置	1台	燃料補給設備	※3	項目	頻度	担当				<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>表 6-5-1-0 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>6-5-1-0-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建物放水設備</td> <td>原子炉建物放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤容器</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【女川との相違】 ・女川は、当該放水設備に必要な大容量送水ポンプ（タイプII）（必要なホースを含む）については、6-6-1-9-2で管理する。</p> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：大型送水ポンプ車は、第4保管エリアに配置されていること。 ※3：第6-5条（6-5-1-2-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> <tr> <td>2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建物放水設備	原子炉建物放水設備が動作可能であること※1	設備	所要数	大型送水ポンプ車	1台※2	放水砲	1台	泡消火薬剤容器	5個	燃料補給設備	※3	項目	頻度	担当	1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	課長 (タービン)	2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p> <p>表 6-6-1-0 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>6-6-1-0-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋放水設備</td> <td>原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：「6-6-1-2-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力[]MPa[gage]以上、流量が[]m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン GM</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル 設備管理 GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1	設備	所要数	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台	放水砲	1台	泡原液混合装置	1台	泡原液搬送車	1台	燃料補給設備	※2	項目	頻度	担当	1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力[]MPa[gage]以上、流量が[]m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン GM	2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理 GM	<p>TS-25 65-10-1</p> <p>1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建物放水設備</td> <td>原子炉建物放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤容器</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【女川との相違】 ・女川は、当該放水設備に必要な大容量送水ポンプ（タイプII）（必要なホースを含む）については、6-6-1-9-2で管理する。</p> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：大型送水ポンプ車は、第4保管エリアに配置されていること。 ※3：第6-5条（6-5-1-2-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> <tr> <td>2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建物放水設備	原子炉建物放水設備が動作可能であること※1	設備	所要数	大型送水ポンプ車	1台※2	放水砲	1台	泡消火薬剤容器	5個	燃料補給設備	※3	項目	頻度	担当	1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	課長 (タービン)	2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)
項目	運転上の制限																																																																																													
放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1																																																																																													
設備	所要数																																																																																													
大型送水ポンプ車（タイプII）	※2																																																																																													
放水砲	1台																																																																																													
泡消火薬剤混合装置	1台																																																																																													
燃料補給設備	※3																																																																																													
項目	頻度	担当																																																																																												
項目	運転上の制限																																																																																													
原子炉建物放水設備	原子炉建物放水設備が動作可能であること※1																																																																																													
設備	所要数																																																																																													
大型送水ポンプ車	1台※2																																																																																													
放水砲	1台																																																																																													
泡消火薬剤容器	5個																																																																																													
燃料補給設備	※3																																																																																													
項目	頻度	担当																																																																																												
1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	課長 (タービン)																																																																																												
2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)																																																																																												
項目	運転上の制限																																																																																													
原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1																																																																																													
設備	所要数																																																																																													
大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台																																																																																													
放水砲	1台																																																																																													
泡原液混合装置	1台																																																																																													
泡原液搬送車	1台																																																																																													
燃料補給設備	※2																																																																																													
項目	頻度	担当																																																																																												
1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力[]MPa[gage]以上、流量が[]m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン GM																																																																																												
2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理 GM																																																																																												
項目	運転上の制限																																																																																													
原子炉建物放水設備	原子炉建物放水設備が動作可能であること※1																																																																																													
設備	所要数																																																																																													
大型送水ポンプ車	1台※2																																																																																													
放水砲	1台																																																																																													
泡消火薬剤容器	5個																																																																																													
燃料補給設備	※3																																																																																													
項目	頻度	担当																																																																																												
1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	課長 (タービン)																																																																																												
2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)																																																																																												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
1. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 <u>（タービン）</u>	
2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	4. 泡消火薬剤容器が使用可能であることおよび泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3箇月に1回	課長 <u>（保修管理）</u>	
3. 泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM				
(3) 要求される措置									
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
運転 起動 高温停止	A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合 および A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 課長（タービン）または代 替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間		
(3) 要求される措置									
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
運転 起動 高温停止	A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合 および A2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 課長（タービン）または代 替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
冷温停止 燃料交換	<p>および</p> <p>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了した時点でできない場合</p> <p>A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>10日間</p>	<p>および</p> <p>A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>10日間</p>	<p>および</p> <p>A4. 課長（タービン）または、当該課長（保修管理）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	
冷温停止 燃料交換	<p>A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>A1. 課長（タービン）または、当該課長（保修管理）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 課長（タービン）または、当該課長（保修管理）は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>
冷温停止 燃料交換	<p>A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合</p>	<p>速やかに</p>	<p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合</p> <p>および</p> <p>A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 課長（タービン）または、当該課長（保修管理）は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																						
<p>表 6.6-1-1 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転起動</td> <td>948m³</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止燃料交換^{※1}</td> <td>622m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換^{※2}において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。 ^{※1}	設備	所要値	運転起動	948m ³	高温停止		低温停止燃料交換 ^{※1}	622m ³	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※2} において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回	発電課長	<p>表 6.6-1-1 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転起動</td> <td>1. 2. 7 m</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止燃料交換^{※2}</td> <td>4. 4 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換^{※2}において、復水貯蔵槽の水位を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。 ^{※1}	設備	所要値	運転起動	1. 2. 7 m	高温停止		低温停止燃料交換 ^{※2}	4. 4 m	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※2} において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長	<p>表 6.5-1-1 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>6.5-1-1-1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転起動</td> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温停止燃料交換^{※1}</td> <td>520m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換^{※2}において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること	設備	所要値	運転起動	低圧原子炉代替注水槽	高温停止		低温停止燃料交換 ^{※1}	520m ³	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※2} において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。	24時間に1回	当直長	<p>TS-25 6.5-1-1-1 重大事故等収束のための水源</p> <p>・ TS-77 低圧原子炉代替注水槽水量の維持管理について参照</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、低圧原子炉代替注水槽を水源とした手順の運転確認時の移送先は、水源である低圧原子炉代替注水槽となり、除外規定の記載は不要
項目	運転上の制限																																																								
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。 ^{※1}																																																								
設備	所要値																																																								
運転起動	948m ³																																																								
高温停止																																																									
低温停止燃料交換 ^{※1}	622m ³																																																								
項目	頻度	担当																																																							
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※2} において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回	発電課長																																																							
項目	運転上の制限																																																								
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること。 ^{※1}																																																								
設備	所要値																																																								
運転起動	1. 2. 7 m																																																								
高温停止																																																									
低温停止燃料交換 ^{※2}	4. 4 m																																																								
項目	頻度	担当																																																							
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※2} において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長																																																							
項目	運転上の制限																																																								
重大事故等収束のための水源	低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること																																																								
設備	所要値																																																								
運転起動	低圧原子炉代替注水槽																																																								
高温停止																																																									
低温停止燃料交換 ^{※1}	520m ³																																																								
項目	頻度	担当																																																							
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止および燃料交換 ^{※2} において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。	24時間に1回	当直長																																																							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置					
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、サブレットシヨンプール水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A4. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する。	速やかに 速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A 1. 当直長は、サブレットシヨンプール水位が規定値以上であることを確認する。 および A 2. 当直長は、サブレットシヨンプールを水源とした非常用炉心冷却系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A 4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	速やかに 速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、サブレットシヨンプール水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 当直長は、サブレットシヨンプールを水源とした非常用炉心冷却系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および A3. 課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	速やかに 速やかに 3日間
冷温停止 燃料交換 ^{※5}	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第40条で要求されるサブレット	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換 ^{※5}	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 および A 2. 当直長は、第40条で要求されるサブレット	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換 ^{※5}	A. 低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、第40条で要求されるサブレット	速やかに 速やかに

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根では、LOCA時の原子炉水位回復として非常用炉心冷却系3系列（高圧炉心スプレイス、低圧炉心スプレイス、低圧注水系3系列）のうちいずれか3系列以上が必要であることから、要求される措置として確認する非常用炉心冷却系の系列数を3系列としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>シンヨエンバを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※³とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※⁶。</p> <p>および A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※⁴が動作可能であることを確認する。</p>	<p>シンヨープールを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※³とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※⁶。</p> <p>及び A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※⁴が動作可能であることを確認する。</p>	<p>シンヨエンバを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※³とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※⁶。</p> <p>および A3. 課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※⁴が動作可能であることを確認する。</p>	<p>※³：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※⁴：大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた復水貯蔵タンクへの供給手段をいい、速やかに復水貯蔵タンクへ補給できる体制を整えるため、大容量送水ポンプ（タイプI）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※⁵：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※⁶：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>
<p>※³：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※⁴：大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた復水貯蔵タンクへの供給手段をいい、速やかに復水貯蔵タンクへ補給できる体制を整えるため、大容量送水ポンプ（タイプI）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※⁵：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※⁶：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※³：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※⁴：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※⁵：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※⁶：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※³：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※⁴：大容量送水車をいいた低圧原子炉代替注水槽への移送手段をいい、速やかに低圧原子炉代替注水槽へ補給できる体制を整えるため、大量送水車を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※⁵：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※⁶：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>速やかに</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-12-7	燃料補給設備	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	65-12-6	燃料補給設備
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
燃料補給設備	(2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが 所要値以上であること※2 (1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること ※1 (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※3	燃料補給設備	(1) ガスタービン発電機用軽油タンク レベルが所要値以上であること※1 (2) 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵 タンクの燃料貯蔵量が所要値以上 であること※2 (3) 所要数のタンクローリが動作可能 であること※3	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、燃料補給設備としてガスタービン発電機用軽油タンクも使用するため本表で整理する。 【島根固有】 ・島根では、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量を運転上の制限として設定する。
適用される原子炉の状態	運転	適用される原子炉の状態	運転	【柏崎刈羽との相違】 ・島根はガスタービン発電機用軽油タンクについて、65条(65-12-1)において運転上の制限等を定めるタンクレベルを確認する。
起動	軽油タンク※2	起動	ガスタービン発電機用軽油タンク	【島根固有】 ・島根は非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクについて、60条において運転上の制限等を定めるタンクレベルを確認する。
高温停止	3台※4	高温停止	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク※4	
低温停止	1台	低温停止	タンクローリ	
燃料交換	2,770mm	燃料交換	タンクローリ	
	3,140mm			
	2,080mm			
	2台※7			
※2：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。 ※1：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系のディーゼル発電機をいう。				
※1：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。 ※2：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系のディーゼル発電機をいう。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>※3：燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。</p> <p>※5：軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、「第6条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルとは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク6基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※6：ガスタービン発電設備軽油タンクレベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク3基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※7：タンクローリは、第2保管エリア、第3保管エリアに分散配置されていること。</p>	<p>※1：必要なホースを含む。</p> <p>※2：当該設備が使用不能時は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基。</p> <p>※4：タンクローリ（4kL）は、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。</p>	<p>※3：必要なホースを含む。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が必要量確保されていない場合は、第60条（非常用ディーゼル発電機燃料油等）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク6基の燃料貯蔵量の合計値</p> <p>※6：タンクローリは、第3保管エリアに配置されていること。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のタンクローリは1台であるため分散配置について記載不要。なお、タンクローリは設置許可基準規則解釈第43条の「可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）」に該当しないことから、必要数は1台である。また、予備とは分散配置している。 																																							
(2) 確認事項																																										
<table border="1" data-bbox="829 2033 1417 2825"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. タンクローリが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<table border="1" data-bbox="829 1243 1606 2033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<table border="1" data-bbox="829 451 1459 1243"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. タンクローリが動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	3. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)	
項目	頻度	担当																																								
1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																								
4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																								
項目	頻度	担当																																								
1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																								
2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																								
3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																								
項目	頻度	担当																																								
1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								
2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																								
3. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間	A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	2日間	A. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、ガスタービン発電機用軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間	
B. 高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間				B. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値を満足していない場合	B1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量を所要値内に回復させる。	2日間	
C. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	C1. 発電課長は、ガスタービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間							
D. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。または D2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※9} 。	2日間 2日間	B. 動作可能なタンクローリ（4 k L）が所要数を満足していない場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は B 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間 2日間	C. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	C1. 課長（タービン）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 課長（タービン）は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※8} 。	2日間 2日間	
			C. 動作可能なタンクローリ（16 k L）が所要数を満足していない場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間 2日間				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>E. 条件 A、B、C または D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※10}を動作不能^{※11}とみなす。</p>	<p>速やかに</p>	<p>D. 条件 A で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E. 条件 B で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>F. 条件 C で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>速やかに</p> <p>D1. 当直長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※7}を動作不能^{※8}とみなす。</p> <p>E1. 当直長は、タンクローリ（4kL）による燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※7}を動作不能^{※8}とみなす。</p> <p>F1. 当直長は、タンクローリ（16kL）による燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※7}を動作不能^{※8}とみなす。</p>	<p>D. 条件 A または B で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E. 条件 C で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E1. 課長（タービン）は、タンクローリによる燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※9}を動作不能^{※10}とみなす。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>※8：代替品の補充等という。</p> <p>※9：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件 E には移行しない。</p> <p>※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 電源車、大容量送水ポンプ（タイプ I）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ（タイプ II）、ガスタービン発電機</p> <p>※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	<p>※5：代替品の補充等という。</p> <p>※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件 E 及び F には移行しない。</p> <p>※7：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 タンクローリ（4kL）；可搬型代替注水ポンプ（A-1級）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）、大容量送水車（海水取水用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、電源車、モニタリングポスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。 タンクローリ（16kL）；第一ガスタービン発電機。</p> <p>※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	<p>※7：代替品の補充等という。</p> <p>※8：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件 E には移行しない。</p> <p>※9：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 ガスタービン発電機用軽油タンク；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車ならびにガスタービン発電機 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車 タンクローリ；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車</p> <p>※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>表66-13 計装設備</p> <p>66-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="430 2033 661 2819"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること ※1※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器イベント等の計器隔離時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。</p> <p>なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2 ※3	<p>表66-13 計装設備</p> <p>66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="430 1240 661 2033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること ※1※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器イベント等の計器校正時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。</p> <p>なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータ及び代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2 ※3	<p>表65-13 計装設備</p> <p>65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="430 154 661 1240"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器イベント等の計器校正時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。</p> <p>なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3	<p>TS-25 65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>TS-26 重大事故等対処設備に関わるサーベイランスの実施方法および確認について</p>
項目	運転上の制限																				
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3																				
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2 ※3																				
項目	運転上の制限																				
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3																				
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2 ※3																				
項目	運転上の制限																				
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3																				
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3																				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
1. 原子炉圧力容器内の温度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	備考
	要素	要素	要素		要素	要素	要素		
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力 容器温度	原子炉圧力 容器温度	原子炉圧力 容器温度	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力 容器温度	原子炉圧力 容器温度	原子炉圧力 容器温度	原子炉圧力 容器温度 (SA)	【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「原子炉水位 (SA)」に対して、 計測範囲の異なる2 つパラメータ「原子 炉水位(SA広帯域) および原子炉水位 (SA燃料域)」を設 定している。以下、 同じ差異理由は記載 を省略。
	①主要パラメータ の他の検出器 により推定する。	①主要パラメータ の他の検出器 により推定する。	①主要パラメータ の他の検出器 により推定する。		①主要パラメータ の他の検出器 により推定する。	①主要パラメータ の他の検出器 により推定する。	①主要パラメータ の他の検出器 により推定する。		
②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度 (SA)	②原子炉圧力 容器温度 (SA)
	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度		②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度	②原子炉圧力 容器温度		
③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。
	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。		③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。	③残留熱除去系熱 交換器入口温度 により推定する。		
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。									
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの 一トが開の場合									
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉 の場合									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
2. 原子炉圧力容器内の圧力			2. 原子炉圧力容器内の圧力			2. 原子炉圧力容器内の圧力				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法		
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力の1チヤンネルが故障した場合、他チヤンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力の1チヤンネルが故障した場合、他チヤンネルにより推定する。	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チヤンネルを代替パラメータとして記載
		②原子炉圧力（SA） A)		②原子炉圧力（SA） により推定する。	②原子炉圧力（SA） A)			②原子炉圧力（SA） により推定する。		
		③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA） A)		③原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA） A)			③原子炉水位／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。		
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力（SA）	①主要パラメータ の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力（SA）	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力により推定する。	運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チヤンネルを代替パラメータとして記載
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A)		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A)	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A)			②原子炉水位／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。		
		③原子炉水位（SA） A)		③原子炉水位（SA） により推定する。	③原子炉水位（SA） A)			③原子炉水位（SA） により推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
3. 原子炉圧力容器内の水位		3. 原子炉圧力容器内の水位		3. 原子炉圧力容器内の水位		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	
代替パラメータ		代替パラメータ		代替パラメータ		
要素	推定方法	要素	推定方法	要素	推定方法	
① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	
② 原子炉水位（S A 広帯域）	原子炉水位（S A 広帯域）により推定する。	② 原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。	② 原子炉水位（S A）	原子炉水位（S A）により推定する。	
③ 高圧代替注水系ポンプ出口流量	機器動作状態にある注水量と崩壊熱除去に必要な注水量により推定する。	③ 高圧代替注水系系統流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。	③ 高圧原子炉代替注水流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置
③ 残留熱除去系（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量）		③ 復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）		③ 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）		【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置 【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置
③ 残留熱除去系（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）		③ 復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）		③ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		
③ 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量		③ 原子炉隔離時冷却系系統流量				
③ 代替循環冷却ポンプ出口流量						
③ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量						
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位（広帯域）	運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位（広帯域）	運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位（広帯域）	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>③高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p> <p>③残留熱除去系ポ ンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p>	<p>③高圧炉心注水系 系統流量</p> <p>③残留熱除去系系 統流量</p>	<p>③高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱除去ポン プ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イ系ポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱代替除去 系原子炉注水流 量</p>	<p>・記載箇所の相違（女 川の代替循環冷却ポ ンプ出口流量に相 当）</p>
<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④圧力抑制室圧力</p>	<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④格納容器内圧力 （S/C）</p>	<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④サブレッション チェンバ圧力 （SA）</p>	<p>差圧から原子炉圧 力容器の満水を推 定する。</p>
<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（S A 燃料域）</p>	<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（SA）</p>	<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（S A）</p>	<p>原子炉水位（燃料 域）の1チャンネル が故障した場合 は、他チャンネル により推定する。</p>
<p>③高圧代替注水系 ポンプ出口流量</p> <p>③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 ヘッドスブレイ ライン洗浄流 量）</p> <p>③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 B系格納容器冷</p>	<p>③高圧代替注水系 系統流量</p> <p>③復水補給水系流 量（RHR A系代替 注水流）</p> <p>③復水補給水系流 量（RHR B系代替 注水流）</p>	<p>③高圧原子炉代替 注水流</p> <p>③代替注水流 （常設）</p> <p>③低圧原子炉代替 注水流</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。</p>
<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>機器動作状態にあ る注水流と崩壊 熱除去に必要な注 水流により推定 する。</p>
<p>機器動作状態にあ る注水流と崩壊 熱除去に必要な注 水流により推定 する。</p>	<p>機器動作状態にあ る注水流と崩壊 熱による原子炉水 位変化量を考慮 し、原子炉圧力容 器内の水位を推定 する。</p>	<p>機器動作状態にあ る注水流と崩壊 熱による原子炉水 位変化量を考慮 し、原子炉圧力容 器内の水位を推定 する。</p>	<p>機器動作状態にあ る注水流と崩壊 熱による原子炉水 位変化量を考慮 し、原子炉圧力容 器内の水位を推定 する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>却ライン洗浄流量)</p> <p>③直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</p> <p>③代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</p> <p>③高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>③残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④圧力抑制室圧力</p> <p>①原子炉水位（広帯域）</p>	<p>③原子炉隔離時冷却系系統流量</p> <p>③高圧炉心注水系系統流量</p> <p>③残留熱除去系系統流量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④格納容器内圧力（S/C）</p> <p>①原子炉水位（広帯域）</p> <p>①原子炉水位（燃料域）</p> <p>原子炉水位（SA）</p>	<p>③低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）</p> <p>③原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</p> <p>③高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>③残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>③残留熱代替除去系原子炉注水流量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④サブプレッションチェンバ圧力（SA）</p> <p>①原子炉水位（広帯域）</p> <p>①原子炉水位（燃料域）</p> <p>原子炉水位（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水用の流量計を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、直流駆動低圧注水系を設置 <p>・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は原子炉水位（SA広帯域）と計測範囲の異なる原子炉水位（燃料域）を代替パラメータとしている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>② 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>機器動作状態にある注水量と崩壊熱除去に必要な注水量により推定する。</p> <p>② 高圧代替注水系系統流量</p> <p>② 復水補給水系流量（RHR A系代替注水量）</p> <p>② 復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）</p>	<p>機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>② 高圧原子炉代替注水量</p> <p>② 代替注水量（常設）</p> <p>② 低圧原子炉代替注水量</p> <p>② 低圧原子炉代替注水量（狹帯域用）</p> <p>② 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</p> <p>② 高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>② 低圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱代替除去系原子炉注水量</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、直流駆動低圧注水系を設置 <p>② 記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③原子炉圧力	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	【女川との相違】 ・女川は原子炉水位（SA広帯域）とは計測範囲の異なる原子炉水位（SA燃料域）を設置
③原子炉圧力（SA）	原子炉水位（燃料域）により推定する。	③原子炉圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	
③圧力抑制室圧力	原子炉水位（燃料域）により推定する。	③格納容器内圧力（S/C）		③サブレッションチェンバ圧力（SA）		
①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）により推定する。					
②高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②残留熱除去系洗浄ライン流量						
②残留熱除去系（残留熱除去系ヘッドスブレイライン）洗浄流量						
②残留熱除去系洗浄ライン流量						
②残留熱除去系（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン）洗浄流量						
②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量						
②代替循環冷却ポンプ出口流量						
②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量						
②高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量						
②残留熱除去系ポンプ出口流量						
②低圧炉心スプレィ系ポンプ出口						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	流量					
③原子炉圧力	③原子炉圧力（S A）	原子炉圧力、原子炉圧力（S A）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力抑制室圧力を推定する。				
③原子炉圧力（S A）						
③圧力抑制室圧力						
※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
4. 原子炉圧力容器への注水量			4. 原子炉圧力容器への注水量			4. 原子炉圧力容器への注水量			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	
運転 起 ※6 高温停止 ※6	高圧代替注 水系ポンプ 出口流量	①復水貯蔵タンク 水位	①復水貯蔵槽水位 (SA)	高圧代替注 水系系統流 量	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵槽水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①サプレッションプール水位（SA）	①サプレッションプール水位（SA）	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA広帯域） ②原子炉水位（SA燃料域）			②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の変化により注水量を推定する。	注水先の原子炉水位の変化により注水量を推定する。なお、高圧代替注水系系統流量を推定する。	注水先の原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A）	
運転 起 ※6 高温停止 ※6	原子炉隔離 時冷却系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク 水位	①復水貯蔵槽水位 (SA)	原子炉隔離 時冷却系系 統流量	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵槽水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①サプレッションプール水位（SA）	①サプレッションプール水位（SA）	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA広帯域） ②原子炉水位（SA燃料域）			②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	注水先の原子炉水位の変化により注水量を推定する。	注水先の原子炉水位の変化により注水量を推定する。なお、高圧代替注水系系統流量を推定する。	注水先の原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A）	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（S A 広帯域） 原子炉水位（S A 燃料域）</p>	<p>①復水貯蔵槽水位 (SA)</p> <p>高圧炉心注水系統流量</p>	<p>水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位 (SA)</p>	<p>①サプレッションプール水位 (S A)</p> <p>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p>	<p>水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。</p> <p>注水先の原子炉水位の水位変化により高圧炉心スプレイポンプ出口流量を推定する。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。</p>
<p>※6：高圧代替注水系ポンプ出口流量および原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量については、原子炉圧力が1.04MPa [gauge] 以上の場合に適用する。</p>		<p>※6：高圧代替注水系統流量及び原子炉隔離時冷却系統流量については、原子炉圧力が1.03MPa [gauge] 以上の場合に適用する。</p>		<p>・記載箇所の相違（島根は、分割した表の注記は最後にまとめて記載）</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素		代替パラメータ 要素
運転 起 高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位 ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。 原子炉水位の変化量により注水量を推定する。				【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置
	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。 原子炉水位の変化量により注水量を推定する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯蔵タンク（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置する。
	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により代替注水流量（常設）を推定する。	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位（SA） ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	水源である低圧原子炉代替注水流量（常設）を推定する。	【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水流量は、可搬型設備を使用した注水流量であることから水源の水位を代替パラメータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置する。
	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により代替注水流量（常設）を推定する。	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位（SA） ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA）	水源である低圧原子炉代替注水流量（常設）を推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）における崩壊熱相当の低流量を低圧原子炉代替注水流量（狭帯域）を推定する。
	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水位の水位変化により代替注水流量（狭帯域）を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位	水源であるサブプレ ッション・チェン バ・プール水位の 変化により注水量 を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位（S A）	水源であるサブプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。	帯域用)で計測する。
残留熱除去 系ポンプ出 口流量	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	残留熱除去 系系統流量	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去系系 統流量を推定す る。	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去ポン プ出口流量を推定 する。	
①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サブプレッシ ョン・チェンバ プール水位	水源であるサブプレ ッション・チェン バ・プール水位の 変化により注水量 を推定する。	①サブプレッシ ョン・チェンバ プール水位（S A）	水源であるサブプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。	・記載箇所の相違（島 根は、分割した表の 注記は最後にまとめ て記載）
低圧炉心ス プレイ系ポ ンプ出口流 量	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	低圧炉心ス プレイポン プ出口流量	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り低圧炉心スプレ イポンプ出口流量 を推定する。	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り低圧炉心スプレ イポンプ出口流量 を推定する。	

※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉				備考
		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）
運転 起動 高温停止	要素 残留熱代替 除去系原子 炉注水流量	要素 ①サブプレッションプール水位（S A） ②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A）	推定方法 水源であるサブプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。 注水先の原子炉水位の水位変化により残り残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。	※6：高圧原子炉代替注水流量および原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量については、原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合に適用する。 ※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	・記載箇所の相違（柏崎、女川の注記は上段に記載）	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
5. 格納容器への注水量			5. 原子炉格納容器への注水量			5. 格納容器への注水量			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	
運転・起動・高温停止	残熱除去系洗浄ライン流量（残熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	運転・起動・高温停止	復水補給水流量（RHR系代替注水流量）	①復水貯蔵タンク水位（SA） ②格納容器内圧力（D/W） ②格納容器内圧力（S/C） ②格納容器下部水位	運転・起動・高温停止	代替注水量（常設）	①低圧原子炉代替注水槽水位 ②ドライウエル圧力（SA） ②サブプレッションチェンバ圧力（SA） ②ドライウエル水位 ②サブプレッションプール水位（SA）およびペDESTアル水位	【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）、格納容器代替スプレイ系（可搬型）および残熱代替除去系に各々流量計を設置 【島根固有】 ・島根は、ドライウエルからサブプレッションプールへの水の流入を考慮してサブプレッションプール水位を記載 【女川との相違】 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。
	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力		ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。	注水先である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		注水先である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により注水量を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	注水先の高圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により注水量を推定する。なお、高圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。				【女川との相違】 ・女川は、格納容器代替スプレイトとして残留熱除去系B系も使用する。
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				
	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【島根固有】 ・島根は、注水先の圧力による推定のためドライウエル圧力（SA）およびサブレーションチェンバ（SA）より格納容器代替スプレイト流量を推定する。 注水先のドライウエル圧力（SA）またはサブレーションチェンバ圧力（SA）より格納容器代替スプレイト流量を推定する。 注水先のドライウエル水位、サブレーションプール水位（SA）およびペDESTアル水位の変化により格納容器代替スプレイト流量を推定する。
原子炉格納容器代替スプレイト流量	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				【島根固有】 ・島根は、ドライウエルへ注水した水はサブレーションプールへ流入するためサブレーションプール水位（SA）を代替パラメータに記載 【島根固有】 ・島根は、ドライウエルへ注水した水はサブレーションプールへ流入するためサブレーションプール水位（SA）を代替パラメータに記載

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【女川との相違】 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。
	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				
代替循環冷却ポンプ出口流量	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【島根固有】 ・島根では、ペDESTアル代替注水量は、可搬型設備を使用した注水量であり水源の水位を代替パラメータとはしていない。
原子炉格納容器下部注水量	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 (SA)	水源である復水貯蔵タンク水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	ペDESTアル代替注水量	
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。	②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C) ②格納容器下部水位	注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水量）を推定する。	注水先のペDESTアル水位およびドライウエル水位の変化によりペDESTアル代替注水量を推定する。 ①ペDESTアル水位 ①ドライウエル水位	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
				ペDESTAL 代替注水流 量（狭領域 用）	①ペDESTAL水 位 ①ドライウエル水 位 注水先のペDESTAL ル水位およびドラ イウエル水位の変 化によりペDESTAL ル代替注水流量 （狭領域用）を推 定する。	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ペDESTAL代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。 記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は残留熱代替除去系による原子炉圧力容器および格納容器への注水に対して各々流量計を設置しているため、残留熱代替除去系原子炉注水流量を代替パラメータとしている。また、島根はポンプの出口圧力との注水特性から推定するため、残留熱代替除去ポンプ出口圧力を代替パラメータとしている。
			残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	①残留熱代替除去系原子炉注水流 量 ①残留熱代替除去ポンプ出口圧力	残留熱代替除去系原子炉注水流 量 ①残留熱代替除去ポンプの注水特性を用いて流量を推定し、この流量から残留熱代替除去系原子炉注水流量を差し引いて、残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
6. 格納容器内の温度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
	要素	要素	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法
運転起動高温停止	ドライウエルの温度	①主要パラメータの他の検出器	ドライウエルの温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転起動高温停止	①主要パラメータの他のチャンネル	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	ドライウエルの温度	②ドライウエルの圧力	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエルの圧力よりドライウエルの温度を推定する。	②格納容器内圧力(D/W)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力(D/W)によりドライウエルの温度を推定する。		ドライウエルの温度(S/A)	②ドライウエルの圧力(S/A)	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエルの圧力(S/A)によりドライウエルの温度を推定する。
運転起動高温停止		③圧力抑制室圧力	飽和温度/圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力によりドライウエルの温度を推定する。	③格納容器内圧力(S/C)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力(S/C)によりドライウエルの温度を推定する。	運転起動高温停止	①主要パラメータの他のチャンネル	④サブプレッションチェンバ圧力(S/A)	飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッションチェンバ圧力(S/A)によりドライウエルの温度(S/A)を推定する。
							ペDESTタル温度(S/A)	②ペDESTタル温度(S/A)	ペDESTタル温度(S/A)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
							②ドライウエルの温度(S/A)	②ペDESTタル温度(S/A)により推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエルの内の雰囲気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度(S/A)とペDESTタル温度(S/A)に分けており、相互に代替パラメータとして いる。 【島根固有】 ・島根は、ドライウエルの内の雰囲気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度(S/A)とペDESTタル温度(S/A)により推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
					③ドライウエル圧力 (SA)	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル圧力 (SA) によりペデスタル温度 (SA) を推定する。
					④サブプレッショントラクション圧力 (SA)	
				ペデスタル水温度 (SA)	①主要パラメータ の他チャンネル	【島根固有】 ・島根は、ペデスタル水温度を計測する。
					②サブプレッショントラクション・プールの水温度 (SA)	
					①主要パラメータ の他チャンネル	サブプレッショントラクション・プールの水温度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
					②サブプレッショントラクション・プールの水温度 (SA)	サブプレッショントラクション・プールの水温度 (SA) によりサブプレッショントラクション・プールの水温度 (SA) を推定する。
					③圧力抑制室内圧力	飽和温度/圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載差異、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
									【柏崎刈羽との相違】 ・ 柏崎は、サブレーション・チェンバ氣體温度が1 チャンネルであり常用計器を代替パラメータに記載
				③ [サブレーション・チェンバ氣體温度]	監視可能であればサブレーション・チェンバ氣體温度(常用計器)により、温度を推定する。				
			① 主要パラメータ 他の検出器	① 主要パラメータ 他のチャンネル	サブレーション・チェンバ・プール温度の1 チャンネルが故障した場合は、他の検出器により推定する。	サブレーション・チェンバ・プール温度(SA)	① 主要パラメータ 他のチャンネル	サブレーション・プール温度 (SA) の1 チャンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。	
			② 圧力抑制室内空気温度	② サブレーション・チェンバ氣體温度	サブレーション・チェンバ氣體温度によりサブレーション・チェンバ・プール温度を推定する。		② サブレーション・チェンバ温度 (SA)	サブレーション・チェンバ温度 (SA) によりサブレーション・プール温度 (SA) を推定する。	【女川との相違】 ・ 女川は、原子炉格納容器下部温度を設置
原子炉格納容器下部温度			① 主要パラメータ 他のチャンネル						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載差、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
7. 格納容器内の圧力				7. 原子炉格納容器内の圧力				7. 格納容器内の圧力				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		備考
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法	
運転起動高温停止	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	運転起動高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	①格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力 (S/C) により推定する。	運転起動高温停止	ドライウエル圧力 (S/A)	①主要パラメータの他チヤンネル	ドライウエル圧力 (S/A) の1チヤンネルが故障した場合は、他チヤンネルにより推定する。	【島根固有】 島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チヤンネルを代替パラメータとして使用する。 女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。（下段に記載）
		②ドライウエル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。			②ドライウエル雰囲気温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウエル雰囲気温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。			③ペDESTAL温度 (S/A)	ライウエル温度 (S/A)、ペDESTAL温度 (S/A) によりドライウエル圧力 (S/A) を推定する。	
運転起動高温停止	圧力抑制室圧力	③ [ドライウエル圧力]	監視可能であればドライウエル圧力 (常用計器) により、ドライウエル圧力を推定する。	運転起動高温停止	格納容器内圧力 (S/C)	③ [格納容器内圧力 (D/W)]	監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。	運転起動高温停止	サブプレッションチヤンネル	①主要パラメータの他チヤンネル	サブプレッションチヤンネルが故障した場合は、他チヤンネルにより推定する。	【島根固有】 島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チヤンネルを代替パラメータとして使用する。 女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。（下段に記載）
		①ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。			①格納容器内圧力 (D/W)	格納容器内圧力 (D/W) により推定する。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
②圧力抑制室内空 気温度	飽和温度／圧力の 関係を利用して圧 力抑制室内空気を温 度により圧力抑制 室圧力を推定す る。	②サプレッション ン・チエンバ気 体温度	飽和温度／圧力の 関係を利用してサ プレッション・チ エンバ気体温度に より格納容器内圧 力（S/C）を推定す る。	③サプレッション チエンバ温度（S A）	飽和温度／圧力の 関係を利用してサ プレッションチエ ンバ温度（SA） によりサプレッシ ョンチエンバ圧力 （SA）を推定す る。	
③〔圧力抑制室圧 力〕	監視可能であれば 圧力抑制室圧力 （常用計器）によ り、圧力抑制室圧 力を推定する。	③〔格納容器内圧 力（S/C）〕	監視可能であれば 格納容器内圧力 （S/C）（常用計器） により、圧力を推 定する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載差現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
8. 格納容器内の水位		8. 原子炉格納容器内の水位		8. 格納容器内の水位		<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ドライウエルからサブレッシュヨンプールへ水が流入することを踏まえて代替パラメータを選定。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、外部水源を使用したドライウエルへ注水する各系統に各々流量計を設置し、動作状況にある流量によりドライウエル水位を推定する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、炉型のドライウエル水位に相当する設備がない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川はドライウエル水位を下段に記載）
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	
運転 起動 高温停止		運転 起動 高温停止		運転 起動 高温停止		
代替パラメータ要素	推定方法	代替パラメータ要素	推定方法	代替パラメータ要素	推定方法	
				①サブレッシュヨンプール水位（SA）	格納容器下部注水の停止判断に用いるドライウエル水位計の監視が不可能となった場合は、サブレッシュヨンプール水位（SA）により推定する。	
				②代替注水流量（常設） ②低圧原子炉代替注水流量 ②低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） ②格納容器代替スプレイ流量 ②ペデスタル代替注水流量 ②ペデスタル代替注水流量（狭帯域用）	②代替注水流量（常設） ②低圧原子炉代替注水流量 ②低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） ②格納容器代替スプレイ流量 ②ペデスタル代替注水流量 ②ペデスタル代替注水流量（狭帯域用）	
				③低圧原子炉代替注水水位	水源である低圧原子炉代替注水水位の水量変化により、ドライウエル水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
						【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）および格納容器代替スプレイ系（可搬型）に各々流量計を設置する。
①主要パラメータ の他チャンネル	圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。					
②高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	①復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）	復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）の注水量により、サブレーション・チェンバ・プールの水位を推定する。			
②残留熱除去系洗浄ライン流量	残留熱除去系洗浄ライン流量	②残留熱除去系流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）				
②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	サブレーション・チェンバ・プール水位			
②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量					
②高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量					
②原子炉格納容器代替スプレイ流量	原子炉格納容器代替スプレイ流量					
②原子炉格納容器下部注水量	原子炉格納容器下部注水量					
						【柏崎との相違】 ・柏崎は、外部水源による格納容器代替スプレイの流量のみ代替パラメータとしている。島根および女川は、外部水源による格納容器代替スプレイに加えて、原子炉圧力容器からサブレーションプールに水が流入することを考慮して代替パラメータを設定している。
						【島根固有】 ・島根は、ペDESTアル代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	②復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位の変化により、サブレーション・チェンバ・プールの水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	②低圧原子炉代替注水水位	水源である低圧原子炉代替注水水位の水量変化により、サブレーション・プールの水位 (S/A) を推定する。なお、低圧原子炉代替注水水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	【柏崎刈羽との相違】 ・ 柏崎は、圧力計2か所の差圧から水位を推定
①主要パラメータの他チャンネル	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	③格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C) ④ [サブレーション・チェンバ・プールの水位]	差圧によりサブレーション・チェンバ・プールの水位 (常用計器) により、水位を推定する。	③ [サブレーション・プールの水位]	監視可能であればサブレーション・プールの水位 (常用計器) により、水位を推定する。	
①主要パラメータの他チャンネル	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	ペデスタル水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・ 島根は、ペデスタル代替注水系（常設）およびペデスタル代替注水系（可搬型）に各々流量計を設置する。 【島根固有】 ・ 島根は、格納容器代替スプレイス（可搬型）により注水した
②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイス洗浄流量) ②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイス洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉格納容器代替スプレイス流量、代	格納容器下部水位	復水補給水系流量 (格納容器下部注水量) の注水量により、格納容器下部水位を推定する。	②代替注水流量 (常設)	代替注水流量 (常設)、格納容器代替スプレイス流量、ペデスタル代替注水流量により、ペデスタル水位を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
②原子炉格納容器代替スプレイ流量	②原子炉格納容器下部注水流量により原子炉格納容器下部水位を推定する。	②復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	③復水貯蔵槽水位（SA）	②格納容器代替スプレイ流量	②ペデスタル代替注水流量	水が格納容器下部に流入することを考慮して代替パラメータを設定
②代替循環冷却ポンプ出口流量	②原子炉格納容器下部注水流量により原子炉格納容器下部水位を推定する。	②復水貯蔵タンク水位	③復水貯蔵タンク水位	③低圧原子炉代替注水水位		
①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）			【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根はドライウエル水位を上段に記載）
②原子炉格納容器	②原子炉格納容器出口流量および原子炉格納容器下部注水流量により原子炉格納容器下部水位を推定する。	③復水貯蔵タンク水位	③復水貯蔵タンク水位			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
代替スプレイ流量	子炉格納容器下部注水流量によりドリドライウエル水位を推定する。					
②代替循環冷却ポンプ出口流量						
②原子炉格納容器下部注水流量						
③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の變化量により、ドリドライウエル水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
9. 格納容器内の水素濃度											
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法
	格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内水素濃度 (SA)	格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (SA)	①格納容器水素濃度 (SA)	格納容器水素濃度 (SA) により推定する。	②[格納容器水素濃度 (A系)]	監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。
運転起動高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (SA)	格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (SA)	①格納容器水素濃度 (B系)	格納容器水素濃度 (B系) により推定する。	②[格納容器水素濃度 (A系)]	監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。
	格納容器内水素濃度 (D/W)	格納容器内水素濃度 (D/W)	格納容器内水素濃度 (D/W)	格納容器内水素濃度 (SA)	格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素濃度 (SA)	①格納容器水素濃度 (B系)	格納容器水素濃度 (B系) により推定する。	②[格納容器水素濃度 (A系)]	監視可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。
<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川の格納容器内雰囲気水素濃度に相当） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載 											

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
格納容器内 水素濃度 (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃 度(S/C)の1 チャンネルが故障 した場合は、他チ ャネルにより推 定する。								【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「格納容器水 素濃度(SA)」に相 当する設備のパラメ ータ名称を2つに分 けて設定
	②格納容器内雰 囲気水素濃度	格納容器内雰 囲気水素濃度により推 定する。								
格納容器内 雰囲気水素 濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内雰 囲気水素濃度の1チ ャネルが故障した 場合は、他チ ャネルにより推 定する。								【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「格納容器水 素濃度(SA)」に相 当する設備のパラメ ータ名称を2つに分 けて設定
	②格納容器内水素 濃度(D/W) ②格納容器内水素 濃度(S/C)	格納容器内水素濃 度(D/W)およ び格納容器内水素 濃度(S/C)に より推定する。								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考			
10. 格納容器内の放射線量率												
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法			
	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	① 主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線レベル (D/W)	① 主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内 雰囲気放射線モニタ(ドラ イウエル)	① 主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ(ドラ イウエル)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内 雰囲気放射線モニタ(ドラ イウエル)	① 主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ(ドラ イウエル)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起 高温停止	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	② [エリア放射線モニタ]	格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C)	② [エリア放射線モニタ]	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。	運転 起 高温停止	格納容器内 雰囲気放射線モニタ(サブ レクション チェンバ)	② [エリア放射線モニタ]	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。	格納容器内 雰囲気放射線モニタ(サブ レクション チェンバ)	② [エリア放射線モニタ]	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根要前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
11. 未臨界の維持または監視										
11.1. 未臨界の維持または監視			11.1. 未臨界の維持または監視			11.1. 未臨界の維持または監視				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	備考
起動※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒位置指示系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 制御棒操作監視系(有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
起動 ※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒位置指示系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 制御棒位置指示系(有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動 ※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ②平均出力領域計装 ③ [制御棒手動操作・監視系] (有効監視パラメータ)により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運 起 運 起	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	平均出力領域計装	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
	②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	
	③[制御棒位置指示系]	制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	③[制御棒操作監視系]	制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	平均出力領域計装	
運 起	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	
	③平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	③平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	

※8：中性子源領域の場合に適用する。

※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8：計数領域の場合に適用する。

※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8：中間領域計装がレンジ2以下である場合。

※9：中性子源領域計装周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※10：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
12. 最終ヒートシンクの確保									
(1) 代替循環冷却系									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
運転起動高温停止	残留熱除去系熱交換器入口温度	① 主要パラメータの他の検出器	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① 主要パラメータの他のチェンネル	サプレッション・チェンバ・プールの水温度 ② サプレッション・チェンバ・プールの水温度を推定する。	運転起動高温停止	残留熱除去系熱交換器出口温度	① 主要パラメータの他のチェンネル	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A)
		② 圧力抑制室内空気温度	② 圧力抑制室内空気温度により推定する。	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A) を推定する。				
運転起動高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉圧力容器への注水）	① 圧力抑制室水位	① 圧力抑制室水位	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度により推定する。	運転起動高温停止	残留熱代替除去系原子炉注水流量	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A) により推定する。	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A) により推定する。
		② 原子炉水位 (広帯域)	② 原子炉水位 (燃料領域)	② 原子炉水位 (S/A 広帯域)	② 原子炉水位 (S/A) により推定する。			② 原子炉水位 (燃料領域)	② 原子炉水位 (S/A) により推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
					<p>③残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</p> <p>③残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p>	<p>残留熱代替除去ポンプ出口圧力から残留熱代替除去ポンプの注水特性を用いて流量を推定し、この流量から残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量を差し引いて、残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。</p> <p>原子炉圧力容器温度（SA）により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定
			<p>②原子炉圧力容器温度</p>	<p>原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>④原子炉圧力容器温度（SA）</p>	<p>原子炉圧力容器温度（SA）により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎の「復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）」は、島根では「残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量」に含まれる。
			<p>①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）</p> <p>①復水補給水系下部注水流量</p> <p>①復水移送ポンプ吐出圧力</p>	<p>復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器側への注水量を推定する。</p>	<p>①残留熱代替除去系原子炉注水流量</p>	<p>残留熱代替除去ポンプ出口圧力から残留熱代替除去ポンプの注水特性を用いて流量を推定し、この流量から残留熱代替除去系原子炉注水流量を差し引いて、残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量を推定する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は注水先の水位変化により推定
			<p>①原子炉格納容器下部水位</p> <p>①ドラライウエル水位</p>	<p>原子炉格納容器下部水位、ドラライウエル水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。</p>	<p>①残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p>	<p>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</p>	
代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉格納容器への注水）							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	<p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>② ドライウエル温度</p> <p>② ドライウエル圧力</p> <p>② 圧力抑制室圧力</p>	<p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>② ドライウエル温度</p> <p>② ドライウエル圧力</p> <p>② 圧力抑制室圧力</p>	<p>② サプレッション・チェンバ・プールの水温度</p> <p>② ドライウエル雰囲気温度</p> <p>② サプレッション・チェンバ内気体温度</p> <p>② サプレッション・チェンバ内気体温度</p>	<p>サプレッション・チェンバ・プールの水温度、ドライウエル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ内気体温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>② サプレッションプール水温度（S/A）、ドライウエル温度（SA）、サプレッションチェンバ温度（SA）により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、格納容器圧力も代替パラメータとして記載 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、復水移送ポンプによる格納容器下部流量計を個別に設置している。
		<p>① 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）</p> <p>① 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>① 格納容器内圧力（S/C）</p> <p>① サプレッション・チェンバ・プール水位</p>	<p>① 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）</p>			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
(2) 原子炉格納容器フィルタベント系				(2) 格納容器圧力逃がし装置				(2) 格納容器フィルタベント系					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ			
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法		
運転 起動 高温停止	フィルタ装置水位（広帯域）	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	スクラバ容器水位	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器水位の1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載	
	フィルタ装置置入口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置入口圧力	①格納容器内圧力（D/W） ①格納容器内圧力（S/C）	格納容器内圧力（D/W）又は格納容器内圧力（S/C）の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置入口圧力	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置入口圧力（SA）またはサブプレッションチェンバ圧力（SA）の傾向監視により格納容器フィルタベント系の健全性を推定する。		【女川との相違】 ・女川は、フィルタ装置の出口圧力を設置
	フィルタ装置置出口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置出口圧力	①格納容器内圧力（D/W） ①格納容器内圧力（S/C）	格納容器内圧力（D/W）又は格納容器内圧力（S/C）の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置出口圧力	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置出口圧力（SA）またはサブプレッションチェンバ圧力（SA）の傾向監視により格納容器フィルタベント系の健全性を推定する。		
フィルタ装置置水温	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水温の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	スクラバ容器置水温	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置水温の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	スクラバ容器置水温	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置水温の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	①主要パラメータの他チャンネル	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、可搬型設備の予備を代替パラメータに設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、重大事故等対処設備としても使用する格納容器水素濃度（B系）を代替パラメータとして設定している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、島根および柏崎の「格納容器水素濃度（SA）」に相当する設備のパラメータ名称を2つに分けて設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根および女川は、同様の計測装置を使用していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根および女川では、pH計は自主対策設備
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）	①主要パラメータの予備	
フィルタ装置出口放射線モニタ	①格納容器内水素濃度（D/W） ②格納容器内水素濃度（S/C）	格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度（D/W）または格納容器内水素濃度（S/C）により推定する。	②格納容器内水素濃度（SA）	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	②格納容器水素濃度（B系） ②格納容器水素濃度（SA）	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内の水素ガスが格納容器内の配管内を通過することから、格納容器水素濃度（B系）および格納容器水素濃度（SA）により推定する。
フィルタ装置出口放射線モニタ	①フィルタ装置出口放射線モニタ	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①フィルタ装置出口放射線モニタ	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	①主要パラメータ	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内の水素ガスが格納容器内の配管内を通過することから、格納容器水素濃度（B系）および格納容器水素濃度（SA）により推定する。
フィルタ装置出口放射線モニタ	①フィルタ装置出口放射線モニタ	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①フィルタ装置出口放射線モニタ	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	②格納容器水素濃度（B系） ②格納容器水素濃度（SA）	
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	①主要パラメータ	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内の水素ガスが格納容器内の配管内を通過することから、格納容器水素濃度（B系）および格納容器水素濃度（SA）により推定する。
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	②格納容器水素濃度（B系） ②格納容器水素濃度（SA）	
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	①主要パラメータ	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内の水素ガスが格納容器内の配管内を通過することから、格納容器水素濃度（B系）および格納容器水素濃度（SA）により推定する。
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ	②格納容器水素濃度（B系） ②格納容器水素濃度（SA）	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 耐圧強化ベント系						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		耐圧強化ベント系 放射線モニタの1 チャンネルが故障 した場合は、他チャンネルにより推 定する。	耐圧強化ベント系 放射線モニタの1 チャンネルが故障 した場合は、他チャンネルにより推 定する。	【島根固有】 ・島根では、耐圧強化 ベントは自主対策設 備
	要素	要素	要素			
運転 起動 高温停止	耐圧強化ベント 系放射線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	①格納容器内水 素濃度 (SA)	原子炉格納容器内 の水素ガスが耐圧 強化ベント系の配 管内を通過するこ とから、格納容器 内水素濃度 (SA) により推定する。		
	フィルタ装置 水素濃度					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(4) 残留熱除去系			(4) 残留熱除去系			(3) 残留熱除去系			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	推定方法		要素	推定方法		要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系 熱交換器 入口温度	①原子炉圧力容器温度およびサブプレッションプール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 ①サブプレッションプール水温度	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系 熱交換器 入口温度	①原子炉圧力容器温度、サブプレッション・チェンバ・プール水温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 ①サブプレッション・チェンバ・プール水温度	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	残留熱除去系 熱交換器 入口温度	①原子炉圧力容器温度(SA)、サブプレッションプール水温度(SA)により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 ②サブプレッションプール水温度(SA)	【島根固有】 ・島根は、原子炉補機冷却系に系統流量を計測する装置を設置していない。
	残留熱除去系 熱交換器 出口温度	①原子炉補機冷却水系統流量および残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 ②残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量		①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②原子炉補機冷却水系統流量 ③残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	残留熱除去系 熱交換器 出口温度		①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②残留熱除去系熱交換器冷却水流量	①残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②残留熱除去系熱交換器冷却水流量	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系 熱交換器 入口温度	①原子炉圧力容器温度およびサブプレッションプール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 ①サブプレッションプール水温度	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系 熱交換器 入口温度	①原子炉圧力容器温度、サブプレッション・チェンバ・プール水温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 ①サブプレッション・チェンバ・プール水温度	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	残留熱除去系 熱交換器 入口温度	①原子炉圧力容器温度(SA)、サブプレッションプール水温度(SA)により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。 ②サブプレッションプール水温度(SA)	【女川との相違】 ・女川は、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
	残留熱除去系 熱交換器 出口温度	①原子炉補機冷却水系統流量および残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 ②残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量		①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②原子炉補機冷却水系統流量 ③残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量	残留熱除去系 熱交換器 出口温度		①残留熱除去系熱交換器入口温度 ②残留熱除去系熱交換器冷却水流量	①残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。 ②残留熱除去系熱交換器冷却水流量	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
13. 格納容器バイパスの監視						
(1) 原子炉圧力容器内の状態						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	要素	要素	推定方法	
原子炉水位（広帯域）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	②原子炉水位（SA広帯域）	原子炉水位（SA）により推定する。			原子炉水位（SA）により推定する。	
原子炉水位（燃料域）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	②原子炉水位（SA燃料域）	原子炉水位（SA）により推定する。			原子炉水位（SA）により推定する。	
原子炉水位（SA広帯域）	①原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）により推定する。		原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）により推定する。	
	②原子炉水位（SA燃料域）	原子炉水位（SA）により推定する。			原子炉水位（燃料域）により推定する。	
原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		原子炉圧力	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	②原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）により推定する。			原子炉圧力（SA）により推定する。	
運転	起	起	起	起	起	
高温停止	高温停止	高温停止	高温停止	高温停止	高温停止	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③原子炉水位（広帯域）	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（SA）		③原子炉水位（S A）		
③原子炉水位（S A燃料域）		③原子炉圧力容器温度		③原子炉圧力容器温度（SA）		
①主要パラメータ 他チャンネル	原子炉圧力（SA）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	
②原子炉圧力	原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力	原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力（広帯域）	②原子炉水位（広帯域） 飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
③原子炉水位（広帯域）	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（燃	③原子炉水位（燃	
③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（SA）		料域）	料域）	
③原子炉水位（S A燃料域）		③原子炉圧力容器温度		②原子炉水位（SA）	②原子炉水位（S A）	
③原子炉圧力容器温度		②原子炉圧力容器温度		②原子炉圧力容器温度（SA）	②原子炉圧力容器温度（SA）	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
(2) 格納容器内の状態				(2) 原子炉格納容器内の状態				(2) 格納容器内の状態			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チャンネルを代替パラメータとして使用する。女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。（下段に記載）
	ドライウエルの温度	① 主要パラメータの他の検出器の検出器により推定する。 ② ドライウエルの圧力	ドライウエルの温度 格納容器内圧力 (D/W)	① 主要パラメータの他チャンネル ② 格納容器内圧力 (D/W)	ドライウエルの温度 格納容器内圧力 (D/W)	① 主要パラメータの他チャンネル ② ドライウエルの圧力 (SA)	ドライウエルの温度 (SA)	① 主要パラメータの他チャンネル ② ドライウエルの圧力 (SA)	ドライウエルの温度 (SA) よりドライウエルの圧力 (SA) を推定する。		
運転起動高温停止	① 圧力抑制室圧力より推定する。	② ドライウエルの温度	③ [ドライウエルの圧力]	① 格納容器内圧力 (S/C)	② ドライウエルの雰囲気温度	③ [格納容器圧力 (D/W)]	① 主要パラメータの他チャンネル ② サプレッションチェンバ圧力 (SA)	① 主要パラメータの他チャンネル ② サプレッションチェンバ圧力 (SA) により推定する。 ③ ドライウエルの温度 (SA)	① ドライウエルの圧力 (SA) ② サプレッションチェンバ圧力 (SA) により推定する。 ③ ドライウエルの温度 (SA)	① 主要パラメータの他チャンネル ② サプレッションチェンバ圧力 (SA) により推定する。 ③ ドライウエルの温度 (SA)	
	監視可能であれば、ドライウエルの圧力 (常用計器) により、ドライウエルの圧力を推定する。	監視可能であれば、格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。	監視可能であれば、格納容器内圧力 (D/W) を推定する。	格納容器内圧力 (S/C) により推定する。 飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエルの雰囲気温度を推定する。	監視可能であれば、格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。	監視可能であれば、格納容器内圧力 (D/W) を推定する。	監視可能であれば、格納容器内圧力 (D/W) により、圧力を推定する。	監視可能であれば、格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。	監視可能であれば、格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。	監視可能であれば、格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 原子炉建屋内の状態			(3) 原子炉建屋内の状態			(3) 原子炉建屋内の状態			【島根固有】 ・島根は、「重大事故等対策の有効性評価」の格納容器バイパスの對象選定において、低圧設計部が3弁以上の弁で隔離される高圧炉心スプレイ系注入ラインは発生頻度が低いことから評価対象外としており、高圧炉心スプレイ系は監視不要としている。
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	
状態	要素	推定方法	状態	要素	推定方法	状態	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	
		②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]			②[エリア放射線モニタ]	
		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）			①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	
運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
		②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]			②[エリア放射線モニタ]	
		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）			①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	
運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
		②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]			②[エリア放射線モニタ]	
		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）			①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
14. 水源の確保				14. 水源の確保				14. 水源の確保				【島根固有】 ・当該水源を使用する設備の違いにより代替パラメータが異なる。島根は、低圧原子炉代替注水槽を水源とする系統の流量は代替注水流量（常設）で計測する。
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位	① 高圧代替注水ポンプ出口流量 ① 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ① 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系冷却ライン洗浄流量）） ① 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ① 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ① 高圧炉心スプレイン系ポンプ出口流量 ① 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ① 高圧炉心スプレイン系ポンプ出口流量 ① 原子炉格納容器下部注水流量のうち、復水貯蔵タンクを水源として実際の機器動作状態にある流量により推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。	高圧代替注水ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	復水貯蔵タンク水位	① 高圧代替注水系流量 ① 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ① 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）	復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位（SA）を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	復水貯蔵タンク水位（SA）	① 原子炉隔離時冷却系系統流量 ① 高圧炉心注水系系統流量 ① 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	復水貯蔵槽水位（SA）	① 代替注水流量（常設）から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	低圧原子炉代替注水槽を水源とする代替注水流量（常設）から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	【女川との相違】

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p> <p>② 復水移送ポンプ出口圧力</p>	<p>復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力および復水移送ポンプ出口圧力が正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</p>	<p>② 原子炉水位（広帯域）</p> <p>② 原子炉水位（燃料域）</p> <p>② 原子炉水位（SA）</p>	<p>・ 女川は、復水貯蔵タンクを水源とする機器の出口圧力も代替パラメータとして設定</p>
<p>③ 原子炉水位（広帯域）</p> <p>③ 原子炉水位（燃料域）</p> <p>③ 原子炉水位（SA 広帯域）</p> <p>③ 原子炉水位（SA 燃料域）</p>	<p>注水先の原子炉水位の変化量により復水貯蔵タンク水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p>	<p>② 原子炉水位（広帯域）</p> <p>② 原子炉水位（燃料域）</p> <p>② 原子炉水位（SA）</p> <p>② サプレッションプール水位（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・ 島根は、サプレッションプール水位（SA）も代替パラメータとして設定</p>
		<p>注水先の原子炉水位またはサプレッションプール水位（SA）の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p> <p>② 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</p>	<p>注水先の原子炉水位またはサプレッションプール水位（SA）の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力から低圧原子炉代替注水ポンプが正常に動作していることを把握すること</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。</td> <td></td> </tr> </table> <p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲ ートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉 の場合</p>					監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。</td> <td></td> </tr> </table>		とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。		<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎は、常用計器を代替パラメータとして設定。 <ul style="list-style-type: none"> ・記載箇所の相違（島根は、分割した表の注記は最後にまとめて記載）
	監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。														
	とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。														

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
適用される原子炉の状態	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	代替パラメータ		
	主要パラメータ	要素		主要パラメータ	要素		主要パラメータ	要素	
		①主要パラメータ の他チャンネル							【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
									【島根固有】 ・島根は高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量、原子炉心スプレイポンプ出口流量
運転 起動 高温停止	圧力抑制室 水位	②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	運転 起動 高温停止	サブレーション ヨン・チェンバール水位	①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ①復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量） ①残留熱除去系流量	運転 起動 高温停止	サブレーション ヨン・チェンバール水位（SA）	①高圧原子炉代替注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）および復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）を代替パラメータとして設定
									【女川との相違】 ・女川はポンプの出口流量から水源水位が確保されている事を推定 【島根固有】 ・島根は、水源と注水先が同じとなるサブレーションプールを水源とした格納容器への注水量を水位の推定に使用しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>サブレーションチエンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源であることを把握する。</p> <p>③代替循環冷却ポンプ出口圧力 ③残留熱除去系ポンプ出口圧力 ③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p>	<p>復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレーション・チェンバ・プール水位が確保されていることを推定する。</p> <p>②復水移送ポンプ吐出圧力 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力</p> <p>③ [サブレーション・チェンバ・プール水位]</p>	<p>原子炉隔離時冷却系ポンプ、高圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱代替除去ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレーションポンプ出口圧力が確保されていることを推定する。</p> <p>②残留熱除去ポンプ出口圧力 ②低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p> <p>③ [サブレーション・プール水位]</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサブレーションプールを水源として使用する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、復水移送ポンプも当該水源を使用
<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>・記載箇所の相違（柏崎は注記を上段に記載）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録装置、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
15. 原子炉建屋内の水素濃度						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※12	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口および出口の差 温度から水素濃度 を推定）により推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口温度 および静的触媒式水 素処理装置出口温 度の温度差により 推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋水素濃 度の1チャンネル が故障した場合 は、他チャンネル により推定する。	・島根は、出入口検出 器に各々設備名称を 設定
※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合						
※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。 ※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。						
※13：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合						
※14：第65条（65-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視）において運転上の制限等を定める。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
16. 格納容器内の酸素濃度						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	要素	要素	要素	推定方法
格納容器内酸素濃度	①主要パラメータ の他チャンネル により推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	①格納容器酸素濃 度（SA）	格納容器酸素濃 度（SA）により推定 する。	【島根固有】 ・島根は、既設の格納 容器酸素濃度のうち B系を重大事故等対 処設備として使用す ることから、A系は 常用計器として後段 に記載 【島根固有】 ・島根は、格納容器酸 素濃度を計測する新 設の重大事故等対処 設備を設置する。
運転 起動 高温停止	格納容器内 酸素濃度	格納容器内 酸素濃度	格納容器内 酸素濃度	格納容器酸 素濃度（B 系）	格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内圧力が正 圧であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への空 気（酸素）の流入有 無を把握し、水素燃 焼の可能性を推定す る。
格納容器内酸素濃度	②格納容器内 酸素濃度（D/W） により推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	②格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内圧力が正 圧であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への空 気（酸素）の流入有 無を把握し、水素燃 焼の可能性を推定す る。
格納容器内酸素濃度	②格納容器内 酸素濃度（S/C） により推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	②格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内圧力が正 圧であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への空 気（酸素）の流入有 無を把握し、水素燃 焼の可能性を推定す る。
格納容器内酸素濃度	②格納容器内 酸素濃度（D/W） により推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	②格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内圧力が正 圧であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への空 気（酸素）の流入有 無を把握し、水素燃 焼の可能性を推定す る。
格納容器内酸素濃度	②格納容器内 酸素濃度（S/C） により推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	②格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内圧力が正 圧であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への空 気（酸素）の流入有 無を把握し、水素燃 焼の可能性を推定す る。
格納容器内酸素濃度	②格納容器内 酸素濃度（D/W） により推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	②格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内圧力が正 圧であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への空 気（酸素）の流入有 無を把握し、水素燃 焼の可能性を推定す る。
格納容器内酸素濃度	②格納容器内 酸素濃度（S/C） により推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	格納容器内酸素濃 度の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネルによ り推定する。	②格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内 酸素濃度（B 系）	格納容器内圧力が正 圧であることを確認 することで、事故後 の格納容器内への空 気（酸素）の流入有 無を把握し、水素燃 焼の可能性を推定す る。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>③ [格納容器酸素濃度 (A系)]</p> <p>監視可能であれば格納容器酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。</p> <p>①格納容器酸素濃度 (B系) により推定する。</p> <p>②格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエール)</p> <p>②格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレーション)</p> <p>②ドライウエル圧力 (SA)</p> <p>②サブレーションチェンバ圧力 (SA)</p>	<p>・島根は、既設の格納容器酸素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として記載</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は、格納容器酸素濃度を計測する新設の重大事故等対処設備を設置する。</p>
		<p>格納容器酸素濃度 (SA)</p> <p>ドライウエル圧力 (SA) またはサブレーションチェンバ圧力 (SA) により、格納容器内圧力が正圧であることを確認すること、事故後の格納容器内への空気が (酸素) の流入が無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。</p> <p>③ [格納容器酸素濃度 (A系)]</p>	<p>監視可能であれば格納容器酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
〇〇：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}													17. 燃料プールの監視 ^{※15}		【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当） 【島根固有】 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【島根固有】 ・島根は、燃料プール水位（SA）により、水位・温度を推定
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法			
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。				①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）		①燃料プール水位・温度（SA）により燃料プール水位を推定する。	燃料プール水位・温度（SA）により燃料プール水位を推定する。	燃料プール水位・温度（SA）により燃料プール水位を推定する。				
	使用済燃料プールの上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。				②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。	②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）	①燃料プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	②燃料プールエリア放射線モニタ（高線量・低線量）（SA）にて燃料プールの水位を推定する。	燃料プールエリア放射線モニタ（高線量・低線量）（SA）にて燃料プールの水位を推定する。	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。				
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。				①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）		①燃料プール水位（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。				
	使用済燃料プールの上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。				②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。	②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）	②燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	③燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）、（SA）にて水位を測定した後、水位と放射線量を推定する。	①燃料プール水位（SA）	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	【女川との相違】 ・女川は、使用済燃料プール上部空間放射線モニタによる水位の推定と使用済燃料プール監視カメラによる状態監視を組み合わせた推定手段としている。
②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用して使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	
使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（ガイドパルス式）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（ガイドパルス式）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	①燃料プール水位・温度（SA）	燃料プール水位・温度（SA）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	【島根固有】 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備を設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置
使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用して使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）および使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により使用済燃料プールの状態を推定する。</p> <p>①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）</p> <p>①使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）</p> <p>①使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）</p>	<p>使用済燃料貯蔵プールの監視カメラ（使用済燃料貯蔵プールの監視カメラ用空冷装置を含む）</p> <p>①使用済燃料貯蔵プールの水位・温度（SA広域）</p> <p>①使用済燃料貯蔵プールの水位・温度（SA）</p> <p>①使用済燃料貯蔵プールの放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）</p>	<p>燃料プールの監視カメラ（燃料プールの監視カメラを含む。）</p> <p>①燃料プール水位・温度（SA）</p> <p>①燃料プール水位・温度（SA）</p> <p>①燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）にて、燃料プールの状態を推定する。</p> <p>①燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）（SA）</p>	<p>・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置</p> <p>・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置</p> <p>【女川との相違】</p> <p>・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）</p>
<p>※15：「66-9-4 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※15：「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※15：第65条（65-9-3 燃料プール監視設備）において運転上の制限等を定める。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長 または 電気課長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長 または 計測制御課長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	
(2) 確認事項						
1. 動作不能でないことを指示により確認する。 ^{※16}	1箇月に1回	当直長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。 ^{※16}	1箇月に1回	当直長	【島根固有】 ・島根が重大事故等対処設備として設置する格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）は、適用される原子炉の状態において指示確認が困難であることから動作可能であることを確認する。 （TS-26 重大事故等対処設備に関わるサブライランスの実施方法および確認について 参照） 【島根固有】 ・島根は、第1ベントフィルタ出口水素濃度を計測する可搬型重大事故等対処設備を設置する。（記載方法はPWRを踏襲）
2. 格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	
3. 第1ベントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (計装)	3. 第1ベントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (計装)	
4. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	4. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	
※16：格納容器水素濃度（SA）、格納容器酸素濃度（SA）および第1ベントフィルタ出口水素濃度を除く。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録表現、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A 1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 発電課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B 1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 発電課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C 1. 当直長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 当直長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	
D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合	D1. 発電課長は、高温停止にする。 および D2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 運転、起動又は高温停止において条件A、B又はCの措置を完了した時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 運転、起動または高温停止に は高温停止に おいて条件 A、BまたはCの 措置を完了した 時間内に達成で きない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 および D2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-16-2	緊急時対策所の代替電源設備	66-16-3	緊急時対策所の代替電源設備	TS-25 65-16-2 緊急時対策所の代替電源設備
(1) 運転上の制限				
項目		項目		
運転上の制限		運転上の制限		
緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2		代替電源設備による電源系が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	所要値・所要数
運転 起 高温停止 冷温停止 燃料交換	ガスタービン発電機	運転 起 高温停止 冷温停止 燃料交換	緊急時対策所内緊急時対策所用可搬型電源設備	2台
	ガスタービン発電設備軽油タンク		可搬ケーブル	2セット※1
	タンクローリ		緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量	5m ³ 以上
	軽油タンク		タンクローリ※2	1台※3
	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ		緊急時対策所 低圧母線盤	1台
	ガスタービン発電機接続盤		緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	1台
	緊急用高圧母線2F系		燃料補給設備	※3
	電源車（緊急時対策所用）			
	緊急時対策所軽油タンクレベル			
	※3			
緊急時対策所用高圧母線J系	2系列			

【女川との相違】

- 島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。

【女川との相違】

- 島根は緊急時対策所用発電機を2台配備する。女川は1台配備する。

【島根固有】

- 島根では緊急時対策所用発電機専用のタンクローリを有する。

【島根固有】

- 設備の相違

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。</p> <p>※3：緊急時対策所軽油タンクレベルとは、緊急時対策所軽油タンク2基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。</p> <p>※2：2セットとは、1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を1セットをいう。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：1相分2本の3相分6本を1セットという。</p> <p>※2：必要なホースを含む。</p> <p>※3：タンクローリは、第1保管エリアに配置されていること。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の緊急時対策所は、複数個所に分かれていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は同じ構成の可搬ケーブルを配備する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	1. 緊急時対策所用発電機を起動し、 運転状態（電圧等） に異常のないことを確認する。	2年に1回	課長（電気）
2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 緊急時対策所用発電機 を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（電気）
3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 負荷変圧器が使用可能であることとを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	3. 緊急時対策所 発電機接続ブラグ盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1箇月に1回	課長（電気）
4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	4. 交流分電盤が使用可能であることとを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	4. 緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	課長（タービン）
		5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	5. 緊急時対策所 低圧母線盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1箇月に1回	課長（電気）
				6. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3箇月に1回	課長（電気）
				7. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）

【島根固有】
 ・島根では緊急時対策
 所用発電機専用のタンクローリを有する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁵ 。 又は A 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日間	運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁵ 。 または A2. 課長（電気）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日間
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24 時間 36 時間	運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	24 時間 36 時間
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24 時間 36 時間	運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	24 時間 36 時間

【女川との相違】
 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考					
適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。					
条件	A. 代替電源設備が動作不能の場合	条件	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	条件	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合						
要求される措置	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 防災課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	要求される措置	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	要求される措置	A1. 課長（電気）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	完了時間	速やかに
※7：自主対策設備（予備電源車および電源車接続口（緊急時対策建屋南側））の使用、代替品の補充等をいう。		※4：代替品の補充をいう。		※4：代替品の補充をいう。		※4：代替品の補充等をいう。		※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。	※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。	※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表66-19 大容量送水ポンプ</p> <p>66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>所要数</p> <p>4台※2</p>	項目	運転上の制限	大容量送水ポンプ（タイプI）	大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1	<p>表66-19 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>所要数</p> <p>8台※3</p>	項目	運転上の制限	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1	<p>表65-19 大量送水車</p> <p>65-19-1 大量送水車</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>大量送水車の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※2 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>大量送水車</p> <p>所要数</p> <p>2台※3</p>	項目	運転上の制限	大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1	<p>TS-25 65-19-1 大量送水車</p> <p>TS-27 大量送水車に関するLC0等について</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-19-1-3にて整理している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車に運転上の制限を設定するため、注記※1に追記
項目	運転上の制限														
大容量送水ポンプ（タイプI）	大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1														
項目	運転上の制限														
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1														
項目	運転上の制限														
大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1														
<p>※1：動作可能とは、大容量送水ポンプ（タイプI）およびホースにより送水できる（海を水源とすることを含む。）ことをいう。</p> <p>※2：大容量送水ポンプ（タイプI）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。</p> <p>【注水設備および水の供給設備※3※4】</p> <p>「66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」</p>	<p>※1：動作可能とは、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）及びホースにより送水できることをいう。</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 66-4-2 低圧代替注水系（可搬型） 4台×2 	<p>※1：動作可能とは、大量送水車およびホースにより送水できることをいう。</p> <p>また、ホース敷設に必要な資機材として大型ホース展張車（150A）および中型ホース展張車（150A）を含む。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車に運転上の制限を設定するため、注記※1に追記 <p>大量送水車を使用する各系統の必要数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第65条（65-4-2 低圧原子炉代替注水系（可搬型）） 1台×2 													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>「66-5-1 原子炉格納容器フィルタベント系」, 「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型） ※⁵」, 「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」, 「66-9-1 燃料プール代替注水系」, 「66-9-2 燃料プールスプレイ系^{※5}」, 「66-11-2 復水貯蔵タンクへの供給設備」および 「66-11-3 海水供給設備」：1台×2 【除熱設備^{※4}】 「66-5-4 原子炉補機代替冷却水系」：1台×2</p> <p>※2：大容量送水ポンプ（タイプI）は、第1保管エリア、第2保管 エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。</p>	<p>・66-5-1 格納容器圧力逃がし装置 4台 ・66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型） 4台×2 ・66-7-2 格納容器下部注水系（可搬型）4台×2</p> <p>・66-9-1 燃料プール代替注水系 4台×2 ・66-11-2 復水貯蔵槽への移送設備 4台×2</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが 開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※3：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）は、荒浜側高台保管場所、 大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置さ れていること。</p>	<p>・第65条(65-6-2 格納容器代替スプレイ系(可搬型)) ※⁴1台×2 ・第65条(65-7-2 ペDESTアル代替注水系(可搬型)) 1台×2</p> <p>・第65条(65-7-3 格納容器代替スプレイ系(可搬型)) ※⁴1台×2 ・第65条(65-9-1 燃料プールスプレイ系) ※⁴1台 ×2 ・第65条(65-11-2 低圧原子炉代替注水槽への移送 設備) 1台×2</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲ ートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉 の場合</p> <p>※3：大量送水車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配 置されていること。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の格納容器フィ ルタベント系は、事 象発生後7日間、ス クラピング水の補給 〓排水設備を使用し なくとも、フィルタ 機能を維持できる設 計としているため、 大量送水車は自主対 策設備に位置付けて いる <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は65-7 原子 炉格納容器下部の溶 融炉心を冷却するた めの設備としても格 納容器代替スプレイ 系を使用する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備 として使用する大量 送水車とは別であ り、65-11-3 にて整理している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>※3：注水用ヘッドを含む。必要数は1個×2とする。 ※4：ホース延長回収車を含む。必要数は、「66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）」と合わせて2台×2とする。 ※5：可搬型ストレーナを含む。必要数は2個×2とする。 ・「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」：1個×2 ・「66-9-2 燃料プールのスプレイ系」：1個×2</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>※4：可搬型ストレーナを含む。必要数は1個×2とする。</p>	<p>備考</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車に運転上の制限を設定するため、(1)の注記※1に追記 送水ヘッドは、作業の効率化が目的であり、タイムチャートに影響を与えない資機材であることから、記載不要 																											
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が10m³/h/台以上、揚程が21.6m以上。 (2) 流量が50m³/h/台以上、揚程が98.8m以上。 (3) 流量が88m³/h/台以上、揚程が95.0m以上。 (4) 流量が114m³/h/台以上、揚程が42.1m以上。 (5) 流量が126m³/h/台以上、揚程が116.1m以上。 (6) 流量が150m³/h/台以上、揚程が30.8m以上。 (7) 流量が199m³/h/台以上、揚程が117.8m以上。 (8) 流量が1,200m³/h/台以上、揚程が94.8m以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が10m ³ /h/台以上、揚程が21.6m以上。 (2) 流量が50m ³ /h/台以上、揚程が98.8m以上。 (3) 流量が88m ³ /h/台以上、揚程が95.0m以上。 (4) 流量が114m ³ /h/台以上、揚程が42.1m以上。 (5) 流量が126m ³ /h/台以上、揚程が116.1m以上。 (6) 流量が150m ³ /h/台以上、揚程が30.8m以上。 (7) 流量が199m ³ /h/台以上、揚程が117.8m以上。 (8) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が94.8m以上。	1年に1回	防災課長	2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m³/h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m³/h/台以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービンM</td> </tr> <tr> <td>2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。	1年に1回	タービンM	2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m³/h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m³/h/台以上。 (4) 吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。 (5) 吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、流量が48m³/h/台以上。 (6) 吐出圧力が0.48MPa[gage]以上、流量が48m³/h/台以上。 (7) 吐出圧力が1.58MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。 (8) 吐出圧力が0.33MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>課長(原)子炉</td> </tr> <tr> <td>2. 大量送水車が動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長(原)子炉</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m ³ /h/台以上。 (4) 吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (5) 吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、流量が48m ³ /h/台以上。 (6) 吐出圧力が0.48MPa[gage]以上、流量が48m ³ /h/台以上。 (7) 吐出圧力が1.58MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (8) 吐出圧力が0.33MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。	1年に1回	課長(原)子炉	2. 大量送水車が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長(原)子炉	
項目	頻度	担当																												
1. 大容量送水ポンプ（タイプI）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が10m ³ /h/台以上、揚程が21.6m以上。 (2) 流量が50m ³ /h/台以上、揚程が98.8m以上。 (3) 流量が88m ³ /h/台以上、揚程が95.0m以上。 (4) 流量が114m ³ /h/台以上、揚程が42.1m以上。 (5) 流量が126m ³ /h/台以上、揚程が116.1m以上。 (6) 流量が150m ³ /h/台以上、揚程が30.8m以上。 (7) 流量が199m ³ /h/台以上、揚程が117.8m以上。 (8) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が94.8m以上。	1年に1回	防災課長																												
2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																												
項目	頻度	担当																												
1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。	1年に1回	タービンM																												
2. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																												
項目	頻度	担当																												
1. 大量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。 (1) 吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m ³ /h/台以上。 (2) 吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (3) 吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m ³ /h/台以上。 (4) 吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (5) 吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、流量が48m ³ /h/台以上。 (6) 吐出圧力が0.48MPa[gage]以上、流量が48m ³ /h/台以上。 (7) 吐出圧力が1.58MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 (8) 吐出圧力が0.33MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。	1年に1回	課長(原)子炉																												
2. 大量送水車が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長(原)子炉																												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注】 水設備および水の供給設備が2台未満の場合※6（1台以上が動作可能）	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合（4台以上が動作可能）	A 1. 当直長は、残りの可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、残留熱除去系1系列及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な大容量送水車が2台未満の場合※5（1台以上が動作可能）	A1. 課長（原子炉）は、残りの大容量送水車が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、残留熱除去系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注】水設備および水の補給設備と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注】水設備および水の供給設備が1台未満の場合</p> <p>B1. 防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、復水貯蔵タンクへの供給設備および海水供給設備を動作不能とみなす。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B3. 防災課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>B4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合</p> <p>B 1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、格納容器圧力逃がし装置、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、格納容器下部注水系（可搬型）及び復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>B 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>B. 動作可能な大容量送水車が1台未満の場合^{※8}</p> <p>B1. 課長（原子炉）は、<u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）、格納容器代替スプレイ系（可搬型）、ペデスタル代替注水系（可搬型）および低圧原子炉代替注水槽への移送設備</u>を動作不能とみなす。</p> <p>および</p> <p>B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台（<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。</u>）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、<u>その他の設備^{※9}が動作可能であることを確認する。</u></p> <p>および</p> <p>B3. <u>課長（原子炉）は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p>および</p> <p>B4. <u>課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の格納容器フィルタベント系は、事象発生後7日間、スクラビング水の補給／排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持できる設計としているため、大量送水車は自主対策設備に位置付けており、要求される措置は不要 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-11-3にて整理している。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	C. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【除熱設備】が1台未満の場合※12	C1. 防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみなす。および C2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認する。とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。および C3. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。および C4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 3日間 10日間	運転 起動 高温停止	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
				運転 起動 高温停止	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間

【女川との相違】

- 島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注水設備および水の供給設備】が1台未満の場合※15</p>	<p>B1. 防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）復水貯蔵タンクへの海水供給設備および海水供給設備を動作不能とみならず※16。 および B2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認することを確認する。 および B4. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合</p>	<p>B 1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。 及び B 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 3. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>B. 動作可能な大量送水車が1台未満の場合※8</p>	<p>B1. 課長（原子炉）は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、低圧原子炉代替注水槽への移送設備を動作不能とみならず。 および B2. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B3. 当直長は、第59条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。 および B4. 課長（原子炉）は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要 【女川との相違】 ・島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-11-3にて整理している。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)</p> <p>C. 動作可能な大容量送水ポンプ(タイプI)【除熱設備】が1台未満の場合^{※12}</p> <p>C1. 防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみなす。および</p> <p>C2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。および</p> <p>C3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※14}が動作可能であることを確認する。および</p> <p>C4. 防災課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>		<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な大型容量送水ポンプ（タライブイブI）【注1】水設備および水の供給設備が2台未満の場合※17	A1. 防災課長は、燃料プールの代替注水および燃料プール系を動作不能とみなす。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	燃料プールの照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な大型送水車が2台未満の場合※5 および A2. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			【女川との相違】 ・島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展開車に運転上の制限を設定するため、（1）の注記※1に追記 ・送水ヘッダは、作業の効率化が目的であり、タイムチャートに影響を与えない資機材であることから、記載不要
<p>※6：動作可能な注水ヘッダ1個以上2個未満、原子炉格納容器代替スプレイス系（可搬型）に使用する可搬型ストレーナ1個以上2個未満またはホース延長回収車2台以上4台未満の場合を含む。</p> <p>※7：動作可能なホース延長回収車1台以上2台未満の場合を含む。</p> <p>※8：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等という。</p> <p>※10：動作可能な注水ヘッダ1個未満、原子炉格納容器代替スプレイス系（可搬型）に使用する可搬型ストレーナ1個未満またはホース延長回収車2台未満の場合を含む。</p> <p>※11：残りの非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>			<p>※4：残りの非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：代替品の補充等という。</p> <p>※6：残りの非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等という。</p> <p>※8：動作可能な可搬型ストレーナが1個未満の場合を含む。</p> <p>※9：残りの非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>			<p>※5：動作可能な可搬型ストレーナが1個以上2個未満の場合を含む。</p> <p>※6：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7：代替品の補充等という。</p> <p>※8：動作可能な可搬型ストレーナが1個未満の場合を含む。</p> <p>※9：残りの非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※16：低圧代替注水系統（可搬型）および復水貯蔵タンクへの供給設備について、原子炉が次の状態になった場合は除く。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>※12：動作可能なホース延長回収車1台未満の場合を含む。</p> <p>※13：動作可能な注水ヘッダ1個以上2個未満またはホース延長回収車2台以上4台未満の場合を含む。</p> <p>※14：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系1系列および原子炉補機冷却海水系1系列または高圧炉心スプレイ系補機冷却水系および高圧炉心スプレイ系補機冷却海水系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：動作可能な注水ヘッダ1個未満またはホース延長回収車2台未満の場合を含む。</p> <p>※17：動作可能な注水ヘッダ2個未満、燃料プールのスプレイ系に使用する可搬型ストレーナ2個未満またはホース延長回収車4台未満の場合を含む。</p>	<p>※6：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>※7：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系1系列及び原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>※11：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系1系列および原子炉補機冷却水系1系列または高圧炉心スプレイ系補機冷却水系および高圧炉心スプレイ系補機冷却水系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車に運転上の制限を設定するため、(1)の注記※1に追記 送水ヘッダは、作業の効率化が目的であり、タイムチャートに影響を与えない資機材であることから、記載不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

柏崎刈羽原子力発電所 7号炉 (2020.11.9 施行)	島根原子力発電所 2号炉	備考																			
<p>女川原子力発電所 (2023.2.25 施行)</p> <p>66-19-2 大容量送水ポンプ (タイプII)</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="336 2053 478 2804"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプII)</td> <td>大容量送水ポンプ (タイプII) の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="520 2053 844 2804"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換</td> <td>大容量送水ポンプ (タイプII)</td> <td>2台※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、大容量送水ポンプ (タイプII) およびホースにより送水できることをいう。 大容量送水ポンプ (タイプII) を使用する各系統の必要数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火」：1台※3 ・「66-11-3 海水供給設備」：1台※3 <p>※2：大容量送水ポンプ (タイプII) は、第1保管エリアおよび第2保管エリアに分散配置されていること。</p> <p>※3：ホース延長回収車を含む。必要数は、「66-19-1 大容量送水ポンプ (タイプI)」と合わせて2台×2とする。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="1381 2053 1927 2804"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水ポンプ (タイプII) の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が600m³/h/台以上、揚程が117.0m以上。 (2) 流量が613m³/h/台以上、揚程が79.4m以上。 (3) 流量が1,200m³/h/台以上、揚程が119.5m以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水ポンプ (タイプII) が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	大容量送水ポンプ (タイプII)	大容量送水ポンプ (タイプII) の所要数が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ (タイプII)	2台※2	項目	頻度	担当	1. 大容量送水ポンプ (タイプII) の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が600m ³ /h/台以上、揚程が117.0m以上。 (2) 流量が613m ³ /h/台以上、揚程が79.4m以上。 (3) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長	2. 大容量送水ポンプ (タイプII) が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川が当該表で記載している機能について、島根は大量送水車と異なる設備で対応するため、当該表は不要 	
項目	運転上の制限																				
大容量送水ポンプ (タイプII)	大容量送水ポンプ (タイプII) の所要数が動作可能であること※1																				
適用される原子炉の状態	設備	所要数																			
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ (タイプII)	2台※2																			
項目	頻度	担当																			
1. 大容量送水ポンプ (タイプII) の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1) 流量が600m ³ /h/台以上、揚程が117.0m以上。 (2) 流量が613m ³ /h/台以上、揚程が79.4m以上。 (3) 流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長																			
2. 大容量送水ポンプ (タイプII) が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
ポンプ（タイプⅡ）【海水供給設備】が所要数を満足していない場合 ^{※8}	および B2. 発電課長は、サブレスインポンプ水位が第4条を満足していることを確認する。 および B3. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が66-11-1の所要値以上であることを確認する。 および B4. 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 3日間 10日間			
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間			
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプⅡ）【大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火】が所要数を満足していない場合 ^{*4}	A1. 防災課長は、大気への放射性物質の拡散抑制設備および航空機燃料火災への泡消火設備を動作不能とみなす。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A4. 防災課長は、代替措置 ^{*7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			
	B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプⅡ）【海水供給設備】が所要数を満足していない場合 ^{*8}	B1. 防災課長は、海水供給設備を動作不能とみなす。 および B2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B3. 防災課長は、復水貯	速やかに			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>蔵タンクの水量が942m³以上となるように補給する、または発電課長は、942m³以上であることを確認する。 および B4. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>			
<p>※4：動作可能なホース延長回収車1台未満の場合を含む。 ※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等をいう。 ※8：動作可能なホース延長回収車2台未満の場合を含む。</p>			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 地震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。 (3) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 防災課長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 発電管理課長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 (1) 各課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。 (2) 防災課長は、地下水位低下設備の機能喪失時における地下水の排水措置および復旧に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備 (1) 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p>	<p>4. 地震 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 技術計画GMは、地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 各GMは、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備 (1) 技術計画GMは、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p>	<p>4. 地震 課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。 (1) 課長（技術）は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 (2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 各課長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備 (1) 課長（技術）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条第2項に該当しないため、地下水位低下設備の機能喪失は考慮していない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条に該当しないため、保安規定に定める運転上の制限は考慮していない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、2号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課長は、2号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）または常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）並びにこれらが設置される重大事故等対処施設（以下「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{※1}の波及的影響（4つの観点^{※2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>i. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>ii. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>iii. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>iv. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>b. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>c. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設</p>	<p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各GMは、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、7号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(イ) 各GMは、7号炉の機器・配管等の設置及び点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）並びにこれらが設置される重大事故等対処施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{※1}の波及的影響（4つの観点^{※2}及び溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(ア) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(イ) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各GMは、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設</p>	<p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、2号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(イ) 各課長は、2号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備および常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）ならびにこれらが設置される重大事故等対処施設（以下「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設^{※1}の波及的影響（4つの観点^{※2}および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 ※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>a. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>c. 建物内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d. 屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(ア) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(イ) 各課長は、2号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備等について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課長または当直長は、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は「常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）」は存在しない。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>d. 代替設備の確保</p> <p>各課長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>e. 地下水位低下設備の機能喪失時の対応</p> <p>(a) 発電課長は、防災課長に可搬型ポンプユニットによる排水措置を依頼する。また、発電課長は、第57条に基づき必要に応じて原子炉を停止する。</p> <p>(b) 防災課長は、第57条に基づき可搬型ポンプユニットによる排水措置を実施する。</p> <p>(c) 防災課長は、屋外排水路の排水異常により、地表面での滞水が確認された場合は、仮設ホースの敷設等による対応を行い、排水経路の確保を行う。</p> <p>f. 地下水位上昇時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課長は、地下水位が設計用地下水位を超過したおそれがあることを確認した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 地下水位低下設備の施設管理、点検</p> <p>原子炉課長、電気課長、計測制御課長および土木課長は、地下水位低下設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 土木課長は、地下水位の観測記録を一定期間取得し、設計用地下水位の妥当性を確認する。</p> <p>(b) 土木課長は、地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置・撤去等を行う場合、設計用地下水位への影響確認を行う。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p>	<p>損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 代替設備の確保</p> <p>各GMは、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p>	<p>原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 代替設備の確保</p> <p>各課長または当直長は、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の地下水位低下設備は設置許可基準規則第12条第2項に該当しないため、地下水位低下設備の機能喪失は考慮していない。 <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 発電課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>発電管理課長に報告する</u>。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (1) 2号炉について、<u>原子力部長</u>は、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 <u>原子力部長</u>は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 <u>原子力部長</u>は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 (a) <u>原子力部長</u>は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するため、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。 (b) <u>原子力部長</u>は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長に報告する</u>。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (1) 7号炉について、<u>原子力設備管理部長</u>は、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 ア. 新たな知見等の収集、反映 <u>原子力設備管理部長</u>は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 イ. 波及的影響防止 <u>原子力設備管理部長</u>は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。 ウ. 地震観測及び影響確認 (ア) <u>原子力設備管理部長</u>は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握及び土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するため、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。 (イ) <u>原子力設備管理部長</u>は、7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>(2) <u>課長（技術）</u>は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する</u>。発電部長は、必要に応じて、<u>所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する</u>。</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (1) 2号炉について、<u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、以下の活動を実施することを<u>手順書</u>に定める。 ア. 新たな知見等の収集、反映 <u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 イ. 波及的影響防止 <u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。 ウ. 地震観測および影響確認 (ア) <u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状態の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じて、地震観測網の拡充を計画する。 (イ) <u>電源事業本部部长（原子力安全技術）</u>は、2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状態の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 津波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 防災課長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電管理課長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、各所属員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(a) 発電課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、i～iii.を実施する。ただし、以下の場合は</p>	<p>5. 津波</p> <p>技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、安全総括部長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 防災安全GMは、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>技術計画GMは、津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各グループ員に対して、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各GMは、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 技術計画GMは、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</p> <p>ア. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、補機取水槽の水位を中央制御室にて監視し、引き</p>	<p>5. 津波</p> <p>課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、技術部長の確認、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 課長（技術）は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第107条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>津波発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 課長（技術）は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(2) 課長（第一発電）は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</p> <p>(3) 各課長は、所属員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の施設管理、点検に関する教育訓練を実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 課長（技術）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(ア) 当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始するとともに、日本海東縁部に想定される地震による津波に対</p>	<p>【島根固有】</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>その限りではない。</p> <p>①大津波警報が誤報であった場合。</p> <p>②発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であったことで、津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。</p>	<p>波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）及びタービン補機冷却海水ポンプを停止する。</p>	<p>しては、<u>原子炉補機海水ポンプによる原子炉補機冷却に必要な海水を確保するため、津波到達予想時刻5分前までに、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。また、取水槽水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、<u>原子炉を停止し、冷却操作を開始する。</u></u></p>	<p>・島根では、日本海東縁部に想定される地震による津波の取水槽の下降側の評価水位が原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位に対して余裕がないため、津波到達予想時刻の5分前までに、常用海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根では、引き波により取水槽水位低下を確認した場合、原子炉を停止し、冷却操作を開始する。</p>
<p>i. 海水ポンプ室の水位を中央制御室にて監視し、引き波による水位低下を確認した場合、原子炉補機冷却海水ポンプによる原子炉補機冷却および高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプによる高圧炉心スプレイ補機冷却に必要な海水を確保するため、常用系海水ポンプ（循環水ポンプ）を停止する。</p> <p>ii. 循環水配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、循環水ポンプの停止および復水器水室出入口弁の閉止を実施する。</p> <p>iii. タービン補機冷却海水系配管の損傷に伴う海水流入を防止するため、海水ポンプ室水位を確認し、タービン補機冷却海水ポンプの停止およびタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の閉止を実施する。</p> <p>(b) 各課長は、燃料等輸送船に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発表された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p>	<p>(イ) 各GMは、燃料等輸送船に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(ウ) 土木GMは、浚渫作業で使用する土運船等に関し、</p>	<p>(イ) 各課長は、燃料等輸送船、<u>その他の作業船、貨物船等</u>に関し、<u>発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。また、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のある船舶</u></p>	<p>【女川との相違】</p> <p>・島根では、地震大等のインターロックにより循環水系及びタービン補機海水系を隔離する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 発電課長は、津波監視カメラおよび取水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>b. 水密扉の閉止状態の管理 発電課長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>c. 浸水防止蓋および防潮壁鋼製扉の管理 各課長は、浸水防止蓋および防潮壁鋼製扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 2号炉および3号炉のカーテンウォール内への入港管理 各課長は、2号炉および3号炉のカーテンウォール内にはゴムボートのみ入港できるよう運用管理を実施する。</p> <p>e. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、作業を中断し、陸側作業員の退避に関する措置を実施する。また、退避が困難な浚渫船等については、係留等の措置を実施する。</p> <p>(エ) 各GMは、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(オ) 各GMは、大湊側護岸部で使用する車両のうち、海水貯留堰への衝突影響のある車両に関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(カ) 当直長は、津波監視カメラ及び取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>イ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各GMは、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>ウ. 取水槽閉止板の管理 各GMは、取水槽閉止板を点検等により開放する際の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p>	<p>については、緊急離岸できない場合を想定し、着岸時には耐震性を有する係船柱への係留を実施する。</p> <p>(ウ) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(エ) 各課長は、荷揚場周辺の漂流物となる可能性のある車両のうち、取水口、津波防護施設等の機能に影響を及ぼす可能性のあるものに関し、発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合、漂流物化防止対策を実施し、作業員の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(オ) 当直長は、津波監視カメラおよび取水槽水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>イ. 防波扉および水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、防波扉および必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長または当直長は、防波扉および水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、浸水防止蓋を設置しない。また、防波扉に係る運用は前段（イ、防波扉および水密扉の閉止状態の管理）に記載 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、取水槽閉止板を設置しない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、カーテンウォール内への入港管理に係る運用はない。 	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、漂流する可能性のある車両は防波壁内へ退避可能

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>f. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>g. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 防災課長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>h. 代替設備の確保</p> <p>各課長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>発電課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを品質マネ</p>	<p>各GMは、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>オ. 施設管理、点検</p> <p>各GMは、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>カ. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 各GMは、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(イ) 技術計画GMは、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>キ. 代替設備の確保</p> <p>各GMは、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各GMは、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</p> <p>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該炉を所管する運転管理部長に報告する。当該炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力設備管理部長は、以下の活動を実施することをマ</p>	<p>各課長または当直長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>工. 施設管理、点検</p> <p>各課長は、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備について、その要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>オ. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(ア) 各課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(イ) 課長（技術）は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p> <p>カ. 代替設備の確保</p> <p>各課長または当直長は、津波の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、課長（技術）に報告する。</p> <p>(2) 課長（技術）は、各課長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>当直長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定められた経路に従い、所長、原子炉主任技術者、各部長および総務課長に連絡する。発電部長は、必要に応じて、所長、原子炉主任技術者、品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長および保修部長と原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 電源事業本部部长（原子力安全技術）は、以下の活動を</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

備考	島根原子力発電所 2号炉	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	女川原子力発電所（2023.2.25 施行）
	<p>実施することを手順書に定める。</p> <p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>電源事業本部長（原子力安全技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>ア. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力設備管理本部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力本部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>